

令和7年度 県有財産第3回一般競争入札

県有財産売払い（一般競争入札）案内書

- ▶ 宮城県では、次の県有財産を一般競争入札により売払いします。
- ▶ 申込みをされる方は、この「案内書」をよくお読みになった上でお申し込みください。
- ▶ 一般競争入札による県有財産の売払いとは、申込みをされた方々で、宮城県があらかじめ決めた予定価格（下記売払物件一覧表参照）以上で最も高い価格を付けた方に購入していただく方法です。
- ▶ 所有権移転登記は原則として県が行います。
※詳細は、本文8「所有権移転登記」の項目を御参照ください。

【申込期間】 令和7年11月28日(金)～令和7年12月26日(金)まで

【入札日】 物件No.1、No.2 令和8年1月28日(水)
物件No.3、No.4 令和8年1月29日(木)

【売 払 物 件】

物件番号	物件名 物件所在地	面積 (m ²)	地目	予定価格 (最低売却価格)	備考
No. 1	石巻工業高等学校宿舎跡地 石巻市大街道南五丁目9番8、9番3、9番9	宅地 333.11 公衆用道路 257 (持分3/24)	宅地 公衆用 道路	8,490,000円	市街化区域内 (準工業地域) 指定建ぺい率60% 指定容積率200% (P25～P38)
No. 2	石巻工業港建設用地跡地 石巻市雲雀野町一丁目8番3	3,112	公園	18,100,000円	市街化区域内 (工業地域) 指定建ぺい率60% 指定容積率200% (P39～P53)
No. 3	北部保健福祉事務所岩出山支所跡地 大崎市岩出山字浦小路35番	1,701.11	宅地	13,600,000円	市街化区域内 (商業地域・第二種 住居地域) 指定建ぺい率80%未 満、指定容積率400% 未満(P54～P62)
No. 4	大和警察署署長宿舎跡地 黒川郡大和町吉岡字天皇寺38番	357.22	宅地	20,000,000円	市街化区域内 (第一種住居地域) 指定建ぺい60% 指定容積率200% (P63～P70)

県有財産売払いのながれ

1 入札物件資料縦覧

令和7年11月28日から令和7年12月26日まで
(詳細は2ページ)

2 現地確認

申込みをされる方は、あらかじめ入札物件の下見（現地確認）をしてください。

3 申込み

令和7年11月28日から令和7年12月26日まで
(詳細は2～3ページ)

4 現地説明

令和8年1月14日及び令和8年1月15日
(詳細は4ページ)

5 入札

令和8年1月28日及び令和8年1月29日
(詳細は4～7ページ)

(1) 入札保証金の納付 (詳細は6ページ)

(2) 入札

(3) 開札

6 契約

(詳細は8ページ)

(1) 契約保証金の納付

※落札日の翌日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に納付していただきます。

(2) 土地売買契約の締結

※契約保証金の納付日に売買契約締結となります。

※契約書に貼る収入印紙は落札された方の御負担となります。

7 売買代金の納入

(詳細は8ページ)

※契約締結日の翌日から起算して40日以内に納入していただきます。

8 所有权移転登記

(詳細は9ページ)

※登記の手続は原則県が行います。

※登録免許税は、落札された方の御負担となります。

1 入札物件資料縦覧

入札物件の公図、実測図、付近の状況などの資料を次のとおり準備しておりますので、御自由に御覧ください。

1 日 時 令和7年1月28日(金)から令和7年2月26日(金)までの
午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

2 場 所 宮城県総務部管財課 財産利用推進班（宮城県行政庁舎2階）
仙台市青葉区本町三丁目8-1 Tel 022-211-2353

2 現 地 確 認

入札申込みをされる方は、あらかじめ入札物件の下見（現地確認）をしてください。

また、入札物件について、地盤、土壤その他の調査を実施したい方は、事前に御相談ください。

3 申 込 み

入札参加を希望する場合は、あらかじめ県への申込みが必要となります。

申込みの受付の日時及び場所、申込みの方法等については、次のとおりです。

1 日 時 令和7年1月28日(金)から令和7年2月26日(金)までの
午前9時から午後5時まで
※土曜日、日曜日及び休日を除く。

2 場 所 宮城県総務部管財課 財産利用推進班（宮城県行政庁舎2階）
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 Tel 022-211-2353

3 申込方法

別添の県有財産一般競争入札申込書及び誓約書に、必要事項を漏れなく記入、押印し、
申込みに必要な書類を添付の上、申込期間内に宮城県総務部管財課財産利用推進班まで
提出してください（郵送の場合は、簡易書留の利用をお勧めします。申込期間内消印有効
です。）。

4 申込みに必要な書類

- (1) 県有財産一般競争入札申込書
- (2) 誓約書（役員等名簿の添付が必要とされる法人の場合は、役員等名簿も添付）
- (3) 住民票抄本（法人の場合は、現在事項又は履歴事項全部証明書）
- (4) 印鑑登録証明書

※複数の物件に申し込む場合、(1)については、それぞれの物件について作成してください。(2)以降については、各1部を御提出願います。

5 申込資格

入札の申込みは、個人、法人を問わず、次に掲げる事項に該当しなければ、どなたでも申込可能です。また、2人以上の『共有名義』で参加することもできます。

【申込みのできない方】

※連名での申込みの場合は、1人でも該当していれば申込みできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 県との契約において次のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等に該当する者又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
 - ② 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等の不適当な行為をする者
- (4) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

4 現 地 説 明

入札物件の現地（所在地）において入札物件の概要を説明いたしますので、入札申込者は、この案内書を持参の上、現地説明日時に説明場所へお越しください。なお、現地説明時、現地説明事項等に関する承諾書様式をお渡ししますので、記名押印（入札申込者が個人の場合は署名捺印。以下同じ。）の上、入札受付時に提出してください。

※ 原則、現地説明日時に遅れた場合や、現地説明に参加しない場合は入札に参加できませんので御注意願います。

※ 入札申込者の御都合が悪い場合は、代理の方に御参加いただけます。（委任状は不要ですが、承諾書に記名押印する方は、変わらず、入札申込者となります。）

※ 現地にお越しの際は、原則、周辺の民間駐車場または公共交通機関等を御利用願います。なお、車でお越しいただく場合で、かつ、周辺に民間駐車場等が無い場合は、あらかじめ宮城県総務部管財課財産利用推進班あて御相談願います。

※ 天候等、不測の事由で以下現地説明日時の開催ができない場合は、別途調整の上で実施します。

物件番号	現地説明場所（物件所在地）	現 地 説 明 日 時
No. 1	石巻市大街道南五丁目9番8、9番3、9番9	令和8年1月14日（水） 午前11時00分から
No. 2	石巻市雲雀野町一丁目8番3	令和8年1月14日（水） 午後2時00分から
No. 3	大崎市岩出山字浦小路35番	令和8年1月15日（木） 午前11時00分から
No. 4	黒川郡大和町吉岡字天皇寺38番	令和8年1月15日（木） 午後2時00分から

5 入 札

入札に参加される方は、入札保証金受付時間内に、入札保証金の納付手続を済ませてください。

入札保証金受付時間または入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できません。受付処理所要時間（5分～10分程度）も見越した上で、余裕を持ってお越しください。

1 入札日時と会場

物件番号	入札保証金受付及び入札日	入札保証金受付		入札	
		時間	受付会場	開始時間	入札会場
No. 1	令和8年1月 28日（水）	午前 9 時 45 分～ 午前 10 時 15 分	宮城県行政庁舎（仙台市青葉区本町三丁目 8-1） <u>12階 1205 会議室</u>	午前 10 時 30 分	宮城県行政庁舎（仙台市青葉区本町三丁目 8-1） <u>12階 1204 会議室</u>
No. 2		午後 1 時 15 分～ 午後 1 時 45 分		午後 2 時	
No. 3	令和8年1月 29日（木）	午前 9 時 45 分～ 午前 10 時 15 分		午前 10 時 30 分	宮城県行政庁舎（仙台市青葉区本町三丁目 8-1） <u>12階 1204 会議室</u>
No. 4		午後 1 時 15 分～ 午後 1 時 45 分		午後 2 時	

2 入札の当日に持参していただく書類等

（1）入札書

管財課ホームページ、または管財課財産利用推進班（宮城県行政庁舎2階）であらかじめ配布しますので、記名・押印の上で持参してください。

（2）承諾書

現地説明時に配布しますので、記名・押印の上で持参してください。

（3）入札保証金

詳細は次ページの「入札保証金と契約保証金について」を御参照願います。

（4）委任状

入札申込者の代理人が入札に出席される場合や、共有名義で入札申込みをされた場合で入札申込者的一部のみが入札に出席される場合等は、入札申込者の委任状の提出が必要です。

（5）印鑑

入札会場で入札書に押印いただくために必要となりますので、入札申込書に押印したものと同じ、入札申込者の印鑑を持参してください。

※ 代理人が出席される場合は、委任状に押印したものと同じ、代理人の印鑑を持参してください。

※ 入札申込者が法人等の場合で、入札申込者の印鑑を持参いただくことが困難な場合は、入札に出席する担当者を代理人とする委任状を提出いただいた上で、当該委任状に押印いただいた同担当者の印鑑を持参してください。

（6）入札案内書

この冊子です。

（7）筆記用具

万年筆又はボールペンを持参してください。（いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。）

※入札にあたっては、7ページの「入札者の注意事項」を御一読の上で参加願います。

入札保証金と契約保証金について

1 入札保証金について

- (1) 入札に参加される方には、5ページに記載した入札保証金受付時間内に、入札保証金を納付していただきます。

- (2) 入札保証金は、以下の金額を納付してください。

※予定価格の『100分の5以上』として、県が定めた金額となっています。

物件番号	物件名（物件所在地）	入札保証金額
No. 1	石巻工業高等学校宿舎跡地 (石巻市大街道南五丁目9番8、9番3、9番9)	424,500円
No. 2	石巻工業港建設用地跡地 (石巻市雲雀野町一丁目8番3)	905,000円
No. 3	北部保健福祉事務所岩出山支所跡地 (大崎市岩出山字浦小路35番)	680,000円
No. 4	大和警察署署長宿舎跡地 (黒川郡大和町吉岡字天皇寺38番)	1,000,000円

- (3) 入札保証金は、現金又は持参人払いの小切手（金融機関が振り出し、又は支払を保証したもの）で納付してください。

※小切手は、裏面に住所・氏名を記入の上、押印されたものしか使用できません。

（県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第39条第3項）。

- (4) 落札者の入札保証金は、契約締結時の契約保証金の一部に充当することができます。

落札者以外の入札保証金は、入札終了後、納入場所で返却いたします。

2 契約保証金について

- (1) 落札された方には、落札決定の日の翌日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、売買代金の100分の10以上の金額を、県が発行する「契約保証金の納入通知書」により納付していただきます。

- (2) 契約保証金の納入通知書を発行する前に、県の指定する様式により、「契約保証金納付書」（契約保証金の金額を申し出ていただく書面）と「入札保証金の契約保証金充当申出書」（入札保証金を契約保証金に充当する場合のみ提出）を提出していただきます。

- (3) 契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。なお、契約締結後に契約解除になった場合、契約保証金は返却いたしません。

入札者の注意事項

- 1 入札は、現地並びにこの案内書及び各注意事項をよく御覧になってから行ってください。
- 2 代理人が入札するときは、入札前に必ず『委任状』を提出してください。
(法人が入札申込者となっている場合に法人代表者以外の方が入札する場合は委任状が必要になります。また、代理人が入札する場合は、入札書の記入方法に御注意ください。(P17「代理人が入札する場合」の記入例を御確認ください))
- 3 入札保証金を納付した方は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までに対する利息の支払を請求することはできません。なお、入札保証金の返還を受けられる日は、契約保証金の納付後となります。(県財務規則(昭和39年3月30日宮城県規則第7号)第103条第1項)
- 4 落札者が落札決定の日の翌日から起算して14日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に売買契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金はお返しできませんので御注意願います。
- 5 入札書は、万年筆又はボールペンで住所、氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)等を記入の上押印し、金額は、アラビア数字『0、1、2、3…』を用い、数字の先頭に『¥』を記入してください。記入の際は、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。
- 6 提出された入札書は、どのような理由があっても書き替え又は撤回することはできません。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。
 - (1) 入札の参加資格を有しない者が行った入札
 - (2) 公正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札
 - (3) 同一物件の各入札について、二以上の意思表示をした入札
 - (4) 入札書の入札金額及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)を確認し難いもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できない入札
 - (5) 入札書の金額の表示を訂正した入札
 - (6) 担当職員の指示に従わなかった者が行った入札
- 8 開札は、入札書の提出後入札場所において入札者立会いの上、直ちに行います。
- 9 落札者は、県の設定した予定価格以上の価格をもって決定します。ただし、同価格の入札により、落札が2人以上となった場合は、直ちに『くじ』によって落札者を決定します。
- 10 落札者が決定した場合は、落札者及び落札金額を入札者全員にお知らせします。
- 11 入札者は、入札後、現地、この案内書、この注意事項等の不明等を理由に宮城県に異議を申し立てることはできません。
- 12 入札に参加した場合、入札申込者名及び入札金額は情報公開の対象となりますので、入札参加者の意思と関わりなく後日公表される場合があります。
- 13 この注意事項に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び財務規則の規定に基づき処理されます。

6 契 約

落札者には、宮城県と、宮城県で定める売買契約書により県有財産売買契約を締結していただきます。同契約書の条項案は18～22ページのとおりですが、主な契約の条件及び注意事項等は次のとおりです。

- 1 売買契約は、落札した日の翌日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に締結していただきます。
- 2 落札後、契約締結に先立ち、契約保証金として売買代金の100分の10以上を県に納付していただきますが、入札の際に納めていただいた入札保証金を、この契約保証金の一部に充当することができます。なお、契約保証金は、契約締結後に契約解除となった場合は返還しません。
- 3 売買契約書に貼る収入印紙は、落札者（契約者）の方の負担とします。
- 4 契約締結後5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用又は暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団の事務所、同条第4号に規定する暴力団員等の住居その他これらに類するものの用に供することはできません。また、売買物件を第三者に貸し付けるときも同様の義務を賃借人に承継させなければなりません。
- 5 上記4のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に係るものに違反した場合は売買代金の3割を、暴力団排除条例に係るものに違反した場合は売買代金の金額の範囲内で県が定める金額を違約金として県にお支払いいただきます。

7 売買代金の納入

- 1 売買代金は、契約締結後一括して、契約締結日の翌日から起算し、40日以内（納期限が日曜日又は休日の場合はその翌金融機関営業日、土曜日の場合は前日）に納入していただきます。
- 2 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。
- 3 売買代金を定められた日までに支払わなかった場合は、売買代金について遅延日数に応じて年2.5%の割合の違約金を県に支払わなければなりません。
- 4 売買代金及び契約保証金を納入する際は、次の標札のあるところに納入してください。
 - ・宮城県指定金融機関
 - ・宮城県指定代理金融機関
 - ・宮城県収納代理金融機関

（株式会社ゆうちょ銀行及び郵便局を除く）

8 所有権移転登記

- 1 売買物件の所有権は、売買代金（違約金を徴収することとなった場合は、違約金を含む。）が納入されたときに、落札者（契約者）に移転します。
- 2 所有権移転登記事務（法務局への手続）は、原則として、県が行います。
なお、共有名義で申込みの場合は、登記申請も共有名義での申請となります。
- 3 登記に必要な『登録免許税』は、落札者（契約者）の負担となります。税額は、落札決定後に、物件が所在する市町村の固定資産税担当課に確認後、落札者（契約者）にお知らせします。
- 4 所有権移転後、現地において土地の引渡しを行い、物件受領書を提出していただきます。
- 5 金融機関からの融資を受けるために所有権移転と同時に抵当権の設定を希望される場合等、落札者に登記費用を御負担いただく場合があります。

その他の注意事項

- 1 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載がない限り、現状のままで行いますので、物件調書を御参考のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
- 2 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修、改修、撤去、再築造及びこれらの費用負担等については、県では対応いたしません。
- 3 物件によっては、上下水道設備又はガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設施設の補修、移設、改修、撤去、再築造及びこれらの費用負担等については、県では対応いたしません。
- 4 物件及び隣接地の擁壁、直壁、ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現況引渡しとなりますので、移設、撤去、再築造及びこれらの費用負担等については、県では対応いたしません。
- 5 物件の敷地内、隣接地等に電柱（電信柱等を含む。）、支線、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設、撤去等の可否等の取扱いについては、設置者、管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応いたしません。
- 6 物件の敷地内にゴミ、ガラ、碎石、切り株等が存する場合がありますが、撤去、搬出及びこれらの費用負担等については、県は対応いたしません。
- 7 現状での引渡しのため、現地の除草、伐採及びこれらの費用負担等について、県は対応いたしません。
- 8 敷地の地盤強度及び地中埋設物の有無については、調査を行っていないため不明です。また地盤強度、地中埋設物及び土壤汚染について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は、落札者（契約者）の負担となります。

書式記入例

(個人が入札に参加する場合)

※ 法人が入札に参加する場合の記入例は、管財課ホームページ「一般競争入札により県有財産を売り払います」を御覧ください。

【 記入例 】

県有財産一般競争入札申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

入札申込者住所		宮城 都・道・府・県 仙台 市・郡 青葉 町・村・区
		堤通雨宮町4-17
電話番号	市外局番 (022) 275-9111	
	(フリガナ) アオバ シグル	
入札申込者氏名 又は 名称・代表者名	青葉 繁	
連名者欄 (住所・電話 番号・氏名 又は名称・ 代表者名)		 ※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。
連名者欄 (住所・電話 番号・氏名 又は名称・ 代表者名)		住 所 _____ 電話番号 _____ (フリガナ) _____
		 ※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。

※ 連名でお申込みの場合は、入札申込者及び連名者欄に記入・押印してください。

※ 落札後、県との売買契約締結者及び県からの所有権移転登記名義人となるのは、必ず入札申込者（連名でお申込みの際は入札申込者及び連名者）となりますので御注意ください。

令和〇年〇月〇〇日執行の下記の県有財産の一般競争入札に参加したいので、申しあげます。

申込み物件の入札日
をご記入下さい

記

【添付書類】

- 1 住民票抄本（法人の場合は、現在事項又は履歴事項の全部証明書）
 - 2 印鑑登録証明書
 - 3 誓約書（役員等名簿の添付が必要とされる法人の場合は、役員等名簿）

【記入例】

誓 約 書

私は、宮城県が実施する県有財産一般競争入札の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当したことはありません。
- 3 入札申込者、入札申込者の役員又は入札申込者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しません。

また、貴職において必要と判断した場合に、入札申込者、入札申込者の役員又は入札申込者の法定代理人の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引し、又は不当に利用するなどする者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (6) 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - ① 暴力的な要求
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求
 - ③ 契約の履行に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - ④ 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - ⑤ ①から④までに掲げる行為に準ずる行為
- 4 入札に対し、入札物件、主な売買契約条件、入札説明等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について、宮城県に対し一切の異議、苦情を申し立てません。
- この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

ふりがな 入札申込者氏名 又は 名称・代表者名	あおば 青葉	しげる 繁	
----------------------------------	-----------	----------	---

※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。

※ 共有名義でお申込みの場合は、下に続けて記入・押印してください。

以下の入札申込者欄の該当する□に✓を付け、それぞれ必要書類を提出してください。
個人の方は、下記に性別及び生年月日（和暦）も併せて記入願います。

入札申込者	必要書類	
	誓約書	役員等名簿
<input checked="" type="checkbox"/> 個人〔性別：男〕〔生年月日：昭和50年1月1日〕 <input type="checkbox"/> 公益社団・財団法人又は主務官庁の認可により設立された法人（学校法人、医療法人、社会福祉法人等） <input type="checkbox"/> 上場企業 <input type="checkbox"/> 県が株主である法人	○	
<input type="checkbox"/> 上場企業の子会社※	○	○
<input type="checkbox"/> 上記以外	○	○

※ 入札申込者が親会社の有価証券報告書に記載のある子会社（関連会社は除く）である場合は、親会社の直近の有価証券報告書（入札申込者が明記されているもの）を提出することにより、役員等名簿の代わりとすることができます。

※ 国、地方公共団体及び公共団体（（地方）独立行政法人、公共組合、公社、公団、公庫、特殊法人）、地方職員共済組合宮城県支部、警察共済組合宮城県支部、宮城県職員組合）については、本誓約書及び役員等名簿の提出は不要です。

「上場企業の子会社」や「上記以外」に該当する場合は、役員等名簿（14ページ様式）の添付が必要です。

【 記入例 】

別紙

役員等名簿

令和〇〇年〇〇月〇〇日
団体名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

役職	ふりがな 氏名	性別	住所 ※役員等の実際の居住地を記入	生年月日 ※和暦で記入
代表取締役社長	あおば しげる 青葉 繁	男	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1	昭33.3.3
取締役	みやぎの はなこ 宮城野 花子	女	宮城県仙台市宮城野区宮城野4丁目4-4	昭44.4.4
取締役	せんだい しろう 仙台 四郎	男	宮城県仙台市青葉区青葉5-5	昭55.5.5

(注1) 氏名には、ふりがなを付けて下さい。

(注2) 役員等の住所は、実際の居住地を記入してください。

(注3) 生年月日は和暦で記入してください。

【 記入例 】

委任状

代理人 氏名 広瀬 泉

廣瀬

※代理人の印は認印で構いません。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 村井嘉浩殿

入札申込者住所	宮城 都・道・府・県 仙台 市・郡 青葉 町・村・区 堤通雨宮町 4-17
入札申込者氏名 又は 名称・代表者名	青葉 繁 

【記入例：本人が入札する場合】

入札書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

入札者氏名 又は 名称・代表者名	青葉 繁  <small>※ 入札申込者の場合は入札申込書と同一の印を、代理人の場合は委任状と同一の印を押印してください</small>
入札申込者住所	宮城 都・道・府・県 仙台 市・郡 青葉 町・村・区 <hr/> 堤通雨宮町4-17
入札申込者(委任者) 氏名 又は名称・代表者名	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">本人による入札の場合はこの欄は記入不要</div>
	<small>※ 連名でお申込みの場合は、お申込み者全員の氏名又は名称・代表者名をご記入ください。</small>

上記県有財産について、下記の金額をもって入札します。

記

【注意】

- 1 代理人が入札する際には、必ず委任状に押印した印と同一の印を押印すること。
その場合、入札申込者（委任者）氏名の欄に、申込者本人の氏名等を記入すること（本人の押印は不要。）。

2 金額はアラビア数字（0、1、2、3…）とし、数字の頭に￥を入れること。

3 金額を訂正したものは無効となる。

【記入例：代理人が入札する場合】

入札書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

上記県有財産について、下記の金額をもって入札します。

記

【注意】

- 代理人が入札する際には、必ず委任状に押印した印と同一の印を押印すること。
その場合、入札申込者（委任者）氏名の欄に、申込者本人の氏名等を記入すること（本人の押印は不要。）。
 - 金額はアラビア数字（0、1、2、3…）とし、数字の頭に￥を入れること。
 - 金額を訂正したものは無効となる。

売買契約書様式（案）

この契約書の案は、県が土地等をお譲りする場合の標準的な契約書を参考としてお示ししております。

実際の契約書は、案件によっては若干異なる場合がございますので御承知ください。

売 買 契 約 書

売扱人宮城県（以下「甲」という。）と買受人
土地の売買について、次の条項により契約を締結する。

（以下「乙」という。）とは、

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおりとする。

（注）売買物件に電柱等があるときは次のただし書きを加える。別紙については22ページの様式を使用すること。

ただし、別紙の特約を付する。

所 在 地	区 分	数量 (m ²)	摘 要

（別添図面朱線内部分）

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第6条第2項若しくは第14条第2項に定める違約金又は第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 第1項の契約保証金は、乙から甲への申出により、売買代金の一部として充当できるものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙から前条第4項に定める契約保証金の売買代金への充当の申出があった場合は、第2条に定める売買代金から契約保証金を除いた金額を乙に請求するものとする。

（契約保証金の充当）

第5条 売買代金への充当の申出があった契約保証金は、前条第2項に定める金額を乙が完納したとき甲において充当するものとする。

（違約金）

第6条 甲は、乙が第4条第1項の期日までに売買代金を支払わなかったときは、当該売買代金について当該期日の翌日から支払の日まで年2.5%に相当する違約金を徴収するものとする。ただし、該金額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。

2 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、売買代金の3割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条第1項に規定する違約金を含む。）を完納したとき乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲はその請求により遅滞なく当該登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から10日以内で甲乙両者の定める日に当該物件をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は当該物件の受領証を甲に提出しなければならない。

（危険負担）

第9条 乙は、この契約締結のときから売買物件の引渡しのときまでの間において当該物件がその責めに帰することのできない理由により滅失又は毀損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとする。

(売買物件の用途規制)

第10条 乙は、この契約締結後5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用又は暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所、同条第4号に規定する暴力団員等の住居その他これらに類するものの用に供してはならない。

- 2 乙は、売買物件を第三者に貸し付けるときは、前項に定める義務を賃借人に承継させなければならない。
(契約不適合責任)

第11条 売買物件の引渡し後、当該物件について、種類、品質又は数量に関して契約内容との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合でも、乙は、甲に対し、当該物件の修補の請求、代替物の引渡請求、不足分の引渡しによる履行の追完の請求、契約不適合の程度に応じた代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項に規定する「消費者契約」に該当する場合は、乙は、契約不適合について、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、甲に対し、不足分の引渡しによる履行の追完の請求、契約不適合の程度に応じた代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

(契約保証金の還付等)

第12条 甲は、乙が第4条第1項に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第3条第1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、第5条の規定により売買代金に充当した契約保証金については、この限りでない。

- 2 甲は、乙が第4条第1項に定める義務を履行しないときは、第3条第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等の排除に係る解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、乙の使用者人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。

- (1) 乙の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙又は乙の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、違約金として売買代金の金額の範囲内で甲の定める金額を支払うものとする。この違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わないものとする。

(返還金等)

第15条 甲は、前2条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。この場合の当該返還金には、利息を附さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復義務等)

第16条 乙は、甲が第13条又は第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還させることができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため又は義務の履行が不能であるため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条第2項に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行等に関する必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の本庁舎所在地を管轄区域とする仙台地方裁判所とする。

(その他)

第21条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときについては、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲（売扱人）

宮城県知事　村井嘉浩

乙（買受人）

（住所）

（氏名）

印

別紙

特約

乙は、売買物件の一部について、次の表のとおり、売買物件の所有権の移転した日から使用することを承諾する。

使用者名	使用目的	数量	使用承諾期間の期限

(注) 対象物件に電柱、埋設管等の貸付物件がある場合は、設置者との協議のための猶予期間として、一定期間、使用承諾期間の特約を付す。

令和 7 年度第 3 回県有財産一般競争入札

物 件 調 書

No. 1 石巻工業高等学校宿舎跡地

石巻市大街道南五丁目 9 番 8、9 番 3、9 番 9

No. 2 石巻工業港建設用地跡地

石巻市雲雀野町一丁目 8 番 3

No. 3 北部保健福祉事務所岩出山支所跡地

大崎市岩出山字浦小路 3 5 番

No. 4 大和警察署署長宿舎跡地

黒川郡大和町吉岡字天皇寺 3 8 番

物 件 調 書

物件番号	No. 1
------	-------

基本事項	物 件 名	石巻工業高等学校宿舎跡地			
	前 用 途	校長宿舍敷地			
	所 在 地	石巻市大街道南五丁目9番8、9番3、9番9			
	住居表示	—			
	面積、地目、持分	地番	実測面積 (登記簿面積)	現況地目 (登記簿地目)	持分
		9番8	333.11 m ² (333.11 m ²)	宅地 (宅地)	1分の1
		9番3	226 m ² (226 m ²)	公衆用道路 (公衆用道路)	24分の3
		9番9	31 m ² (31 m ²)	公衆用道路 (公衆用道路)	24分の3

敷地状況	現在の状況	9番8：更地 9番3：アスファルト敷 9番9：アスファルト敷、コンクリート敷、砂利敷
	地形・地勢	9番8：ほぼ長方形・平坦 9番3：おおよそT字型の路地状地・平坦 9番9：細い長方形に近似した路地状地・平坦
	道路の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地部分（9番8。以下同じ。）は北側で現況幅員約2mの私道（9番9）に接道しています。なお、この私道は建築基準法第42条の道路に該当しません。 ・宅地部分は西側で現況幅員約2.7mの私道（9番3）に約14.20m接道しています。なお、この私道の一部は建築基準法第42条第1項第5号に定める位置指定道路に指定されており、宅地部分の位置指定道路部分への接道幅は2.72mとなっています。 ・私道（9番3）は、西側で現況幅員約10mの舗装市道に接道しています。 ・上記私道の変更は、変更によってこの私道に接している他の敷地の建築基準法上の接道要件（同法第43条）に抵触することとなる場合は、できません。

(次ページに続く)

敷地状況	土地境界の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・土地境界の確認：済 ※法務局地図作成事業により確認 ※境界立会実施：令和5年7月 ※地積測量図登記：令和6年2月16日 ・位置指定道路復元位置の確認：済 ※平成12年8月、復元位置について関係土地所有者の承諾を示す図面を作成済。 	国土調査	—
	占有物	—		
	付属物等	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地部分東側に共用の側溝が設置されています。 ・宅地部分の周囲に進入防止のための木柵が設置されています。 ・宅地部分の周囲にブロック塀基礎及びネットフェンス基礎が存置されています。 		

都市計画法・建築基準法・規制等	都市計画		都市計画区域内（市街化区域内）		
	用途地域	種別	準工業地域		
		指定建ぺい率	60%	指定容積率	200%
	地区・街区等		<ul style="list-style-type: none"> ・特別用途地区（大規模集客施設制限地区） ・建築基準法第22条第1項指定区域（屋根不燃化区域） ・建築基準法第23条（木造建築物等外壁の準防火性能に係る制限） 		
	建築物の制限		<ul style="list-style-type: none"> ・道路斜線制限 ・隣地斜線制限 		
その他の法令	法令及び規制の名称		<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別措置法に基づく石巻市立地適正化計画「都市型居住促進エリア」内 ・宮城県屋外広告物条例に定める第二種許可地域 ・宅地造成及び特定盛土等規制法で定める宅地造成等工事規制区域に該当するため、土地の形質変更、土石の堆積を行う場合、宮城県の許可が必要になる場合があります。詳しくは、東部土木事務所へお問い合わせください。 		

(次ページに続く)

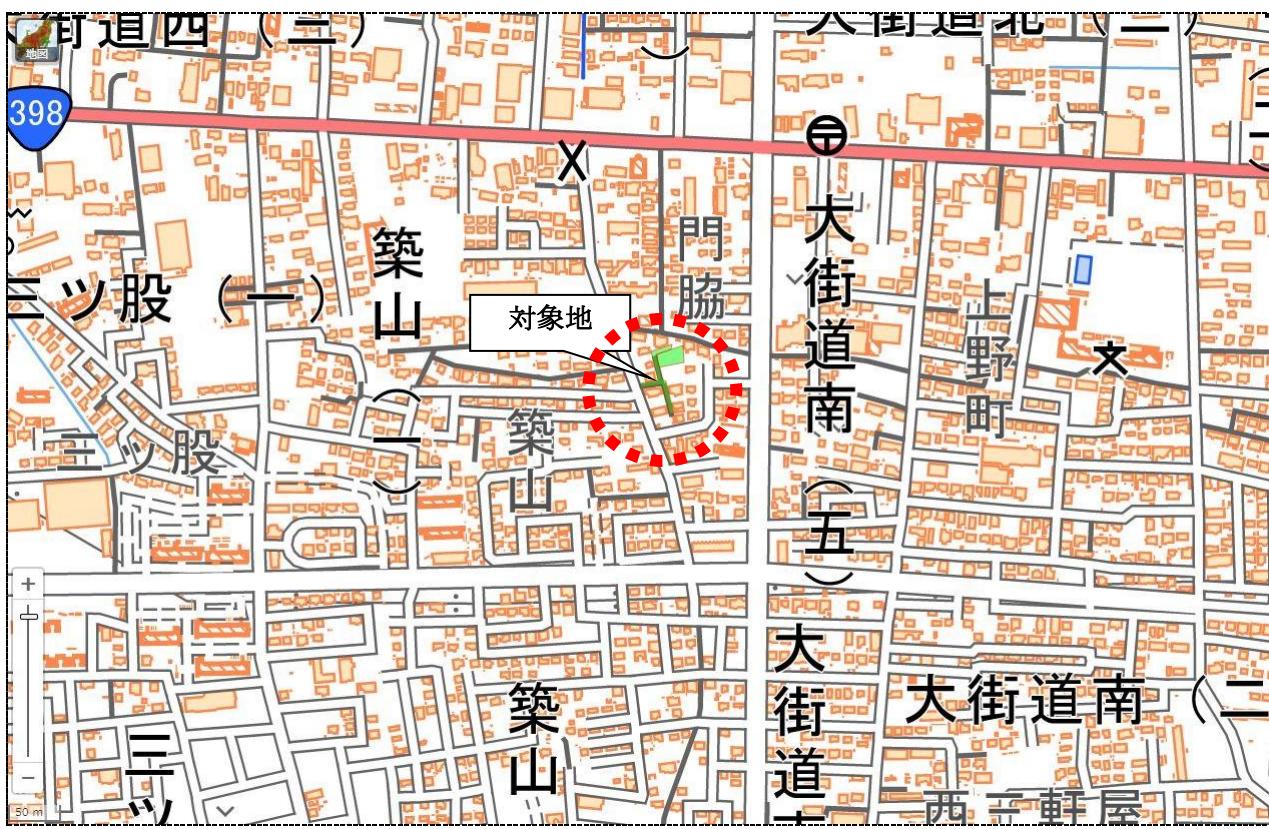
防 災 ・ 災 害 関 係	造成宅地防災区域	区域外
	土砂灾害警戒区域または 土砂灾害特別警戒区域	区域外
	津波灾害警戒区域または 津波灾害特別警戒区域	区域外
	水防法に基づく水害ハザードマップ	洪 水 : 区域内 (3.0m以上～5.0m未満) 雨水出水 (内水) : 区域外 高 潮 : 区域外

諸 事 項	電 气	条件付きで引き込み可	ガ ス	なし (プロパン)
	上水道	引き込みあり (引込管口径: 20mm)	下水道	なし (要浄化槽設置)
	供給施設・ 排水施設の 状況	• 電気については、宅地部分の前面道路に電線が無いため、引込線を他者所有地を経由して設置する必要があります。 • 上水道について、廃止せずに引渡します。なお、水道使用者の名義変更に係る届出等は、買受後に買受者において実施してください。 • 浄化槽を設置して処理水を排出する場合は、宅地部分東側の側溝を利用できます。なお、この側溝は共用の側溝であり、利用・修繕に関して関係者と覚書を取り交わしています。 • 供給施設の状況は前述のとおりですが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため機能の補償はできません。 詳細は、以下の各担当部署まで御確認ください。 【電 气】東北電力株式会社コールセンター 【ガ ス】各ガス供給会社 【上水道】石巻地方広域水道企業団お客さまセンター 【下水道】石巻市建設部下水道管理課		
	備考			
	交通機関	鉄 道	J R仙石線「陸前山下駅」まで約2km (徒歩約28分)	
		バ ス	宮城交通「上野町」停留所まで約350m (徒歩約5分)	
	公共施設等	• 石巻市役所まで約2.9km (徒歩約40分) • 石巻市立大街道小学校まで約0.8km (徒歩約11分) • 石巻市立石巻中学校まで約2.1km (徒歩約31分)		

その他参考事項	<ul style="list-style-type: none">・私道負担（9番3及び9番9の土地に係る維持管理費用負担）が有ります。なお、維持管理費用の負担割合については、適宜他の持分所有者と協議の上で決定してください。・前述の占有物、付属物等については、現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。・この土地は現状での引渡しとなります。使用にあたり除草等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。・敷地の地盤強度、地中埋設物及び土壤汚染等の有無については、調査を行っていないため不明です。地盤強度、地中埋設物及び土壤汚染等について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は買受者の負担となります。
---------	--

※工作物や樹木の越境等については極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合は現況が優先します。物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

位置図



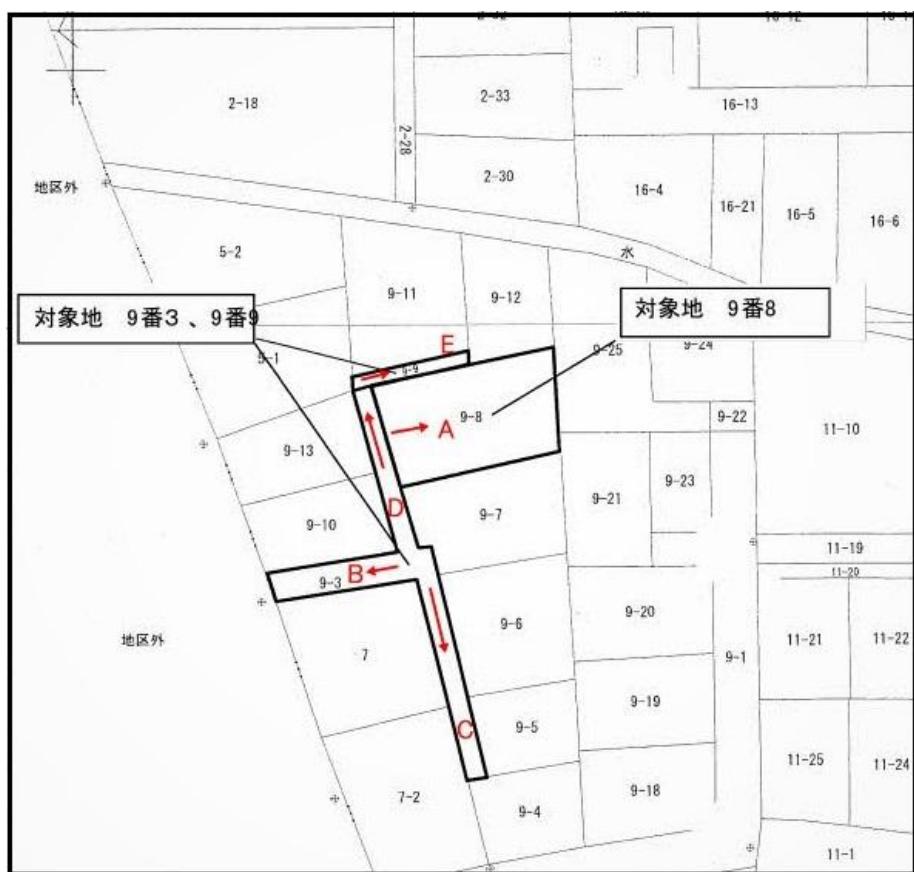
地理院地図（電子国土 web）を基に作成 <<https://maps.gsi.go.jp/index.html>>

現地写真

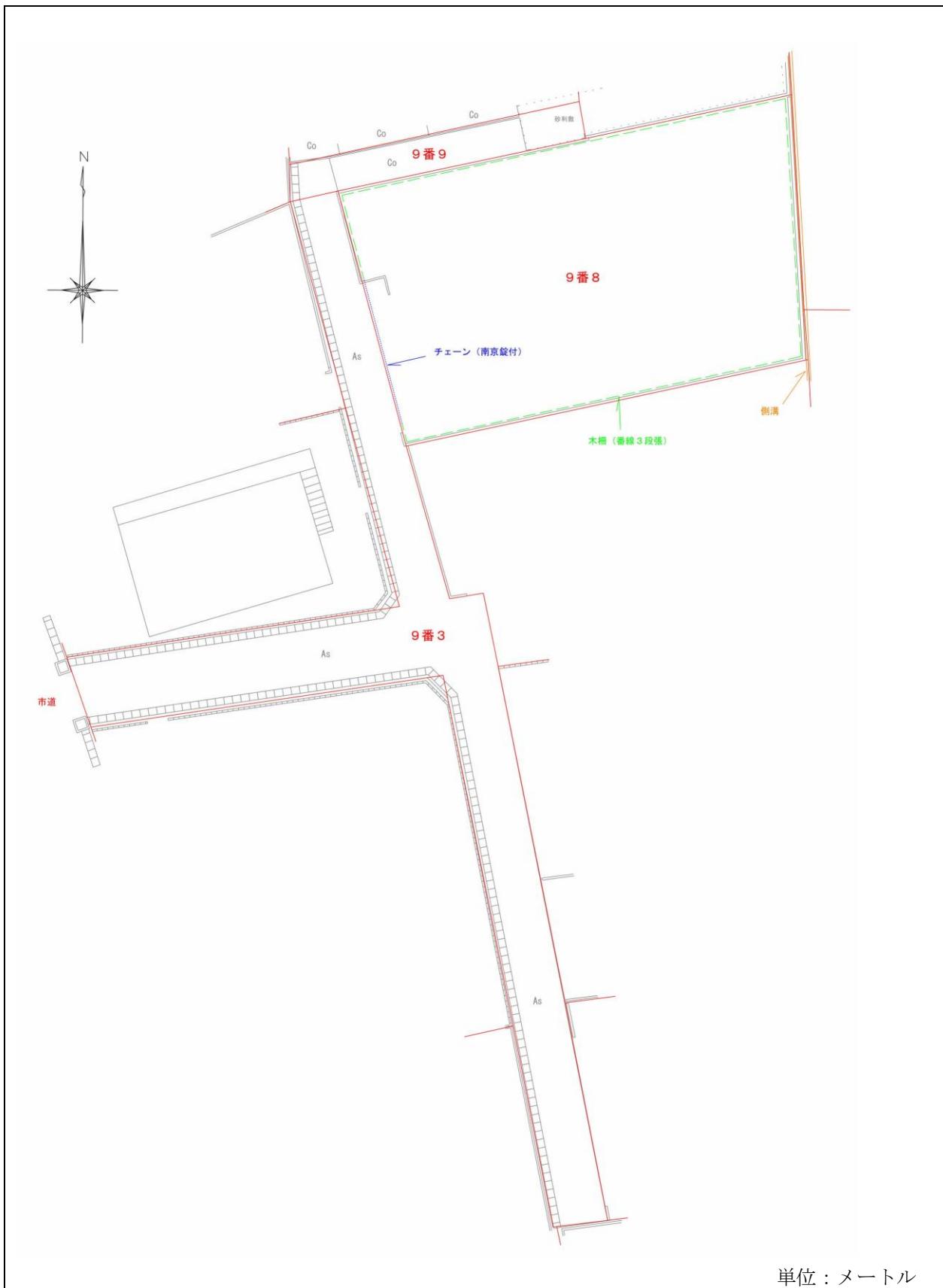




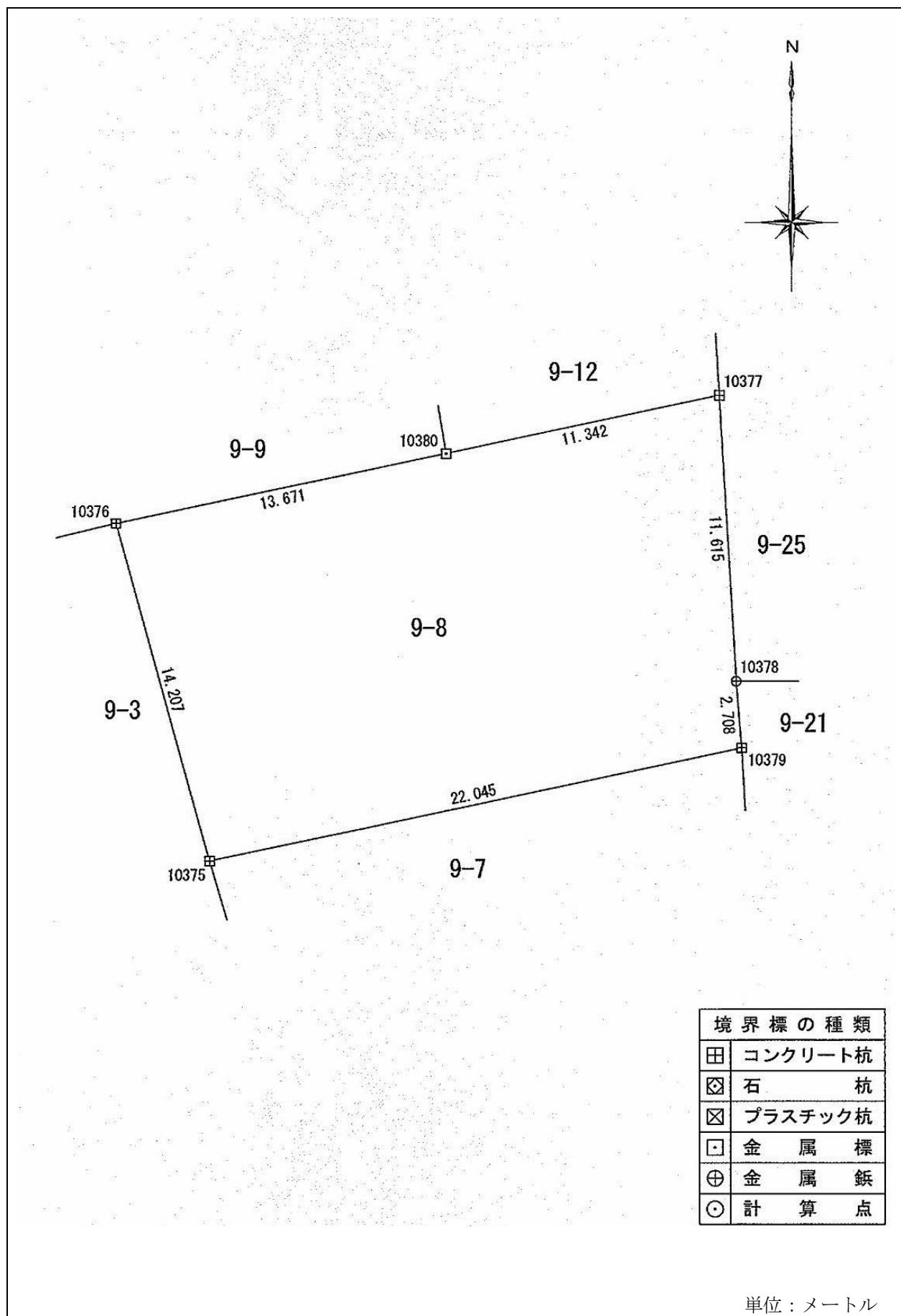
No1 石巻工業高等学校宿舎跡地



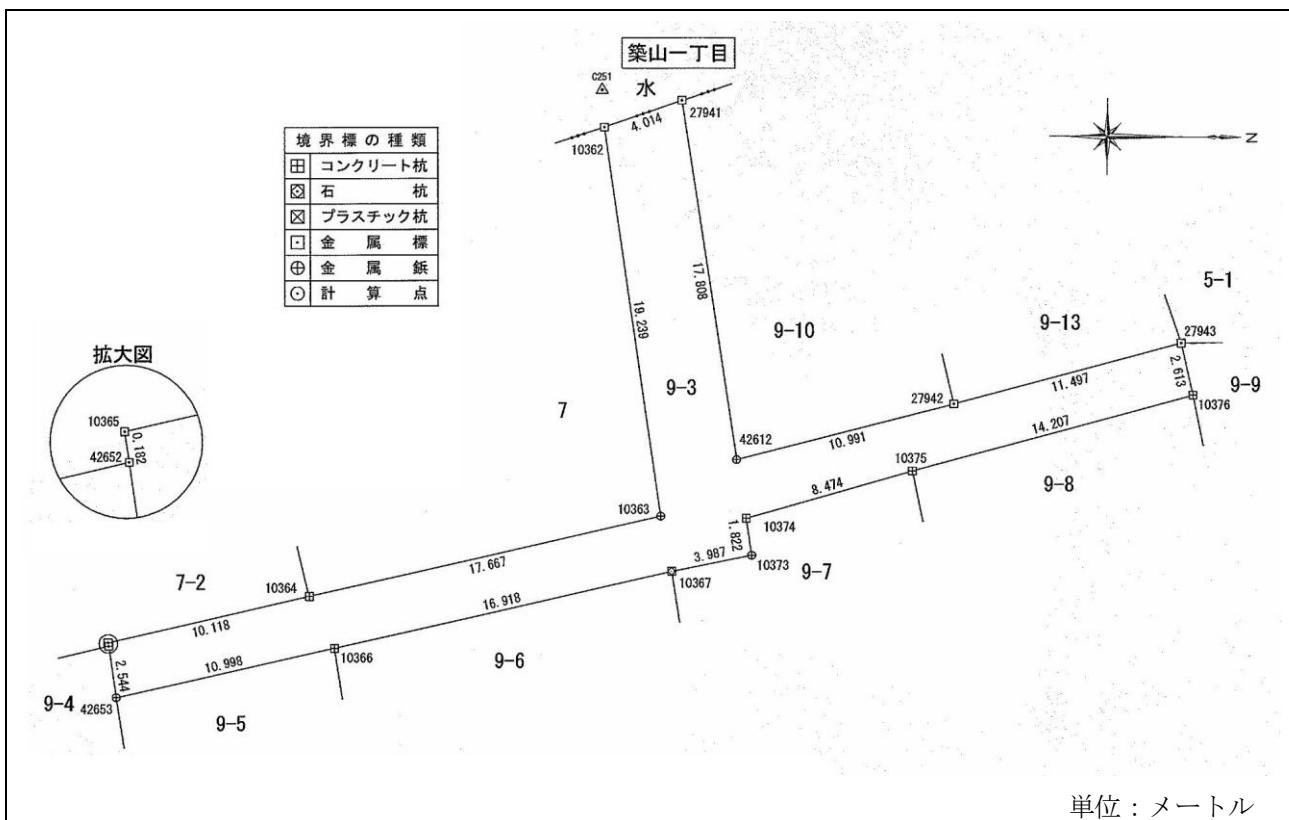
概要図



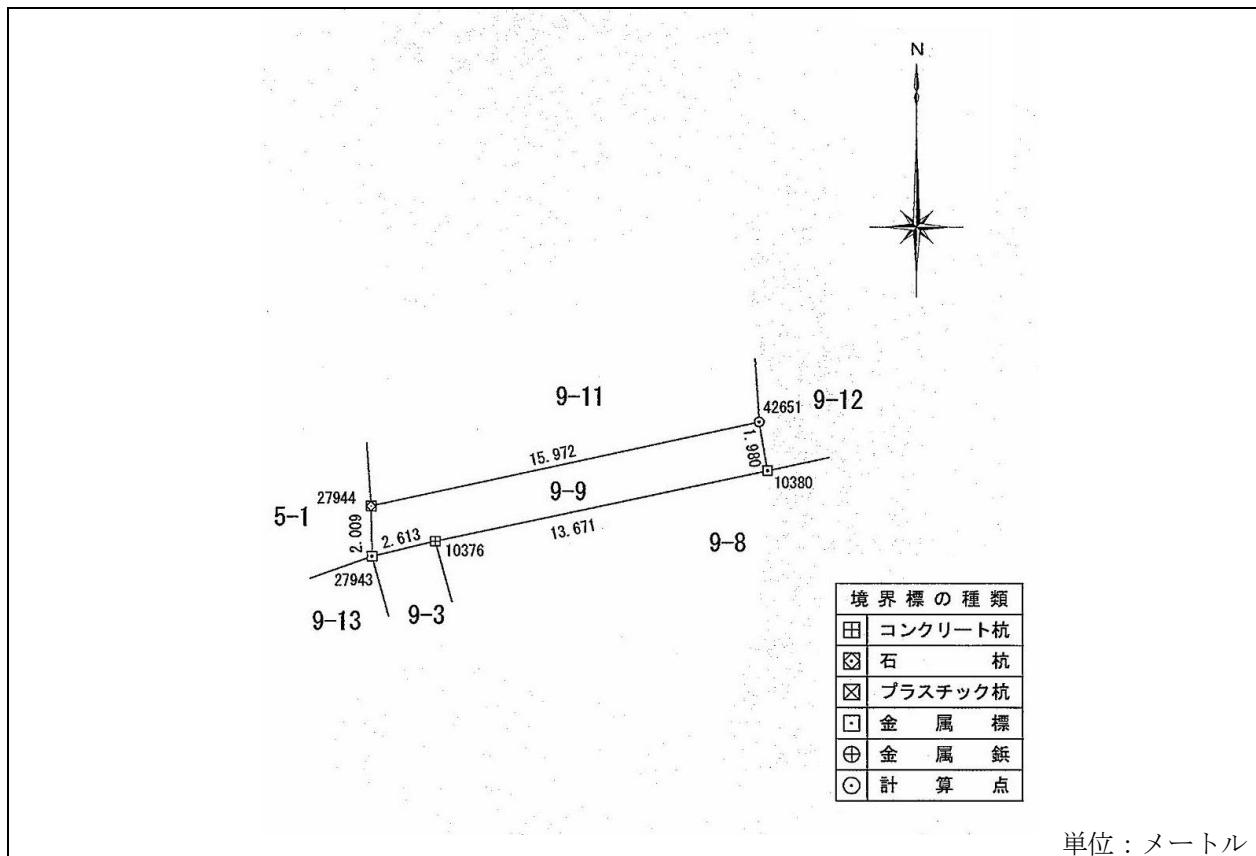
明細図(1/4)



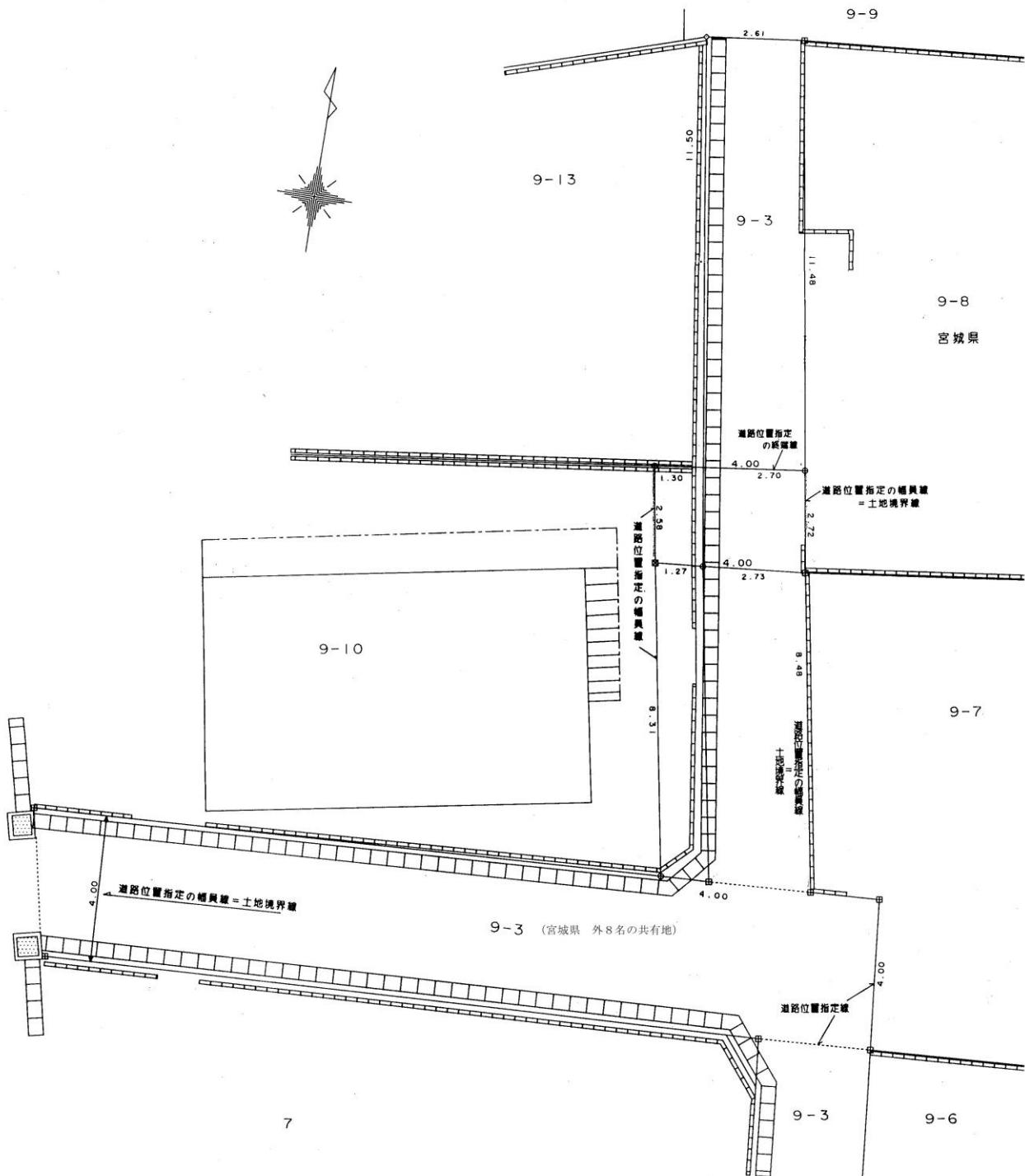
明 細 図 (2 / 4)



明 細 図 (3 / 4)



明細図(4/4)



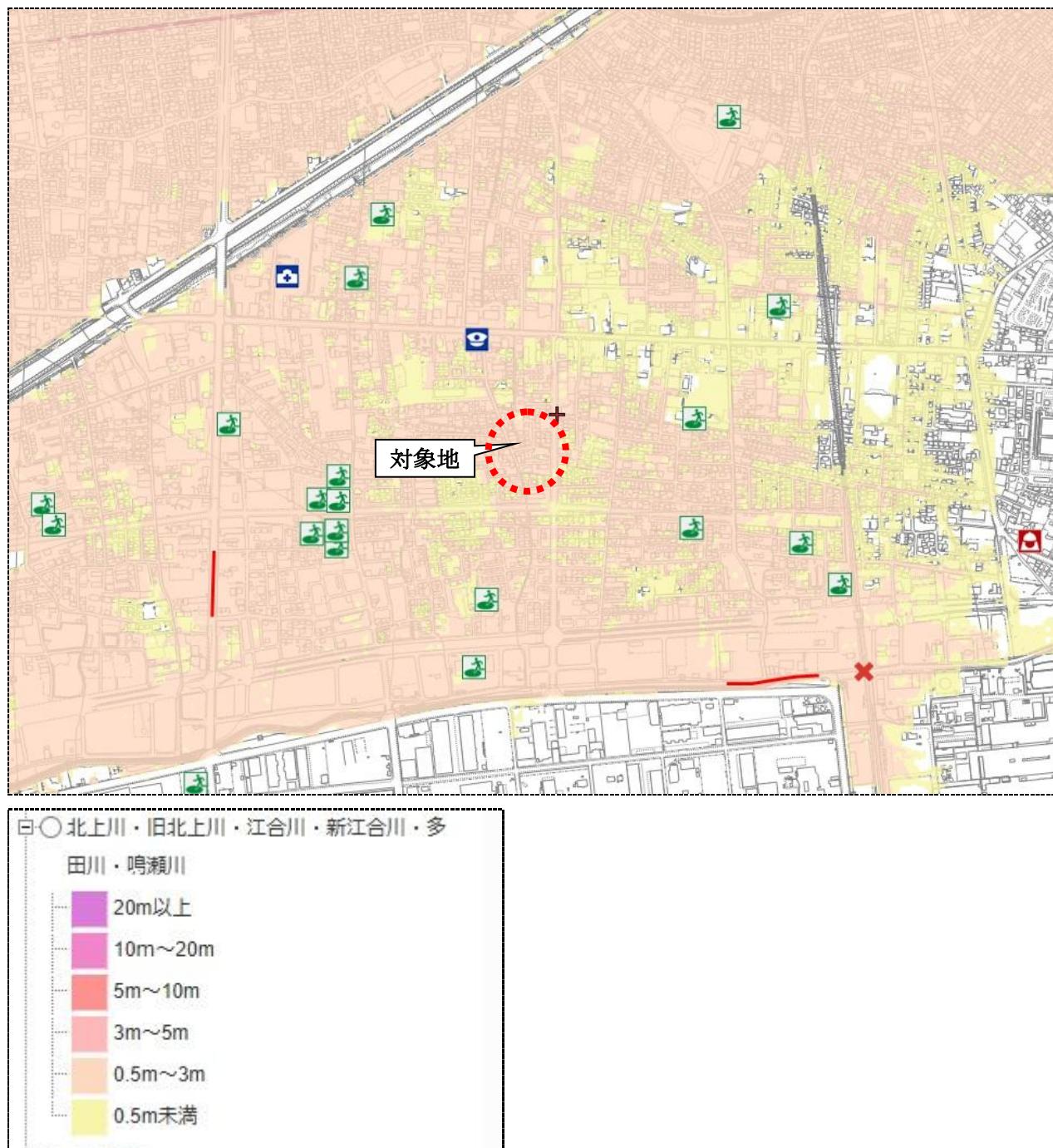
凡例

田	コンクリート杭
☒	プラスチック杭
◇	アルミプレート
⊕	金属板
□	木杭

単位：メートル

単位：メートル

○石巻工業高等学校宿舎跡地周辺の浸水想定区域
(石巻まちづくりマップ【洪水ハザードマップ】より抜粋)



物 件 調 書

物件番号	No. 2
------	-------

基 本 事 項	口 座 名	石巻工業港建設用地跡地		
	前 用 途	石巻市雲雀野公園、海浜植物の仮移植地、災害廃棄物一時仮置場		
	所 在 地	石巻市雲雀野町一丁目8番3		
	住 居 表 示	—		
	面 積 (登記簿面積)	3, 112 m ² (3, 112 m ²)	地 目 (登記簿地目)	公 園 (公 園)

敷 地 状 況	現在の状況	更地		
	地形・地勢	不整形(三角形地)。東側から西側に向かって約0.5m下がっている角地。		
	道路の状況	<ul style="list-style-type: none"> 北東側で幅員約16.0～18.7mの舗装県道(建築基準法第42条1項1号道路)に接面しています。 西側で幅員約21.1～22.0mの臨港道路(港湾法第2条5項4号道路)に接面しています。 南側の道路は臨港道路(港湾法第2条5項4号道路)ですが、一部が封鎖されており、本地まで通り抜けできません。詳細は、宮城県石巻港湾事務所までお問い合わせ願います。 		
	土地境界の確認	済(令和3年2月) ※分筆登記	国土調査	-
	占有物	—		
	付属物等	・本地8番3の南側にはコンクリート構造物基礎が複数残置されています。		

(次ページに続く)

都市計画法・建築基準法	都市計画	都市計画区城市街化区域内				
	用途地域	種別	工業地域			
		建ぺい率	60%	容積率 200%		
	地区・街区等		-			
建築物の制限		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法29条（開発行為の許可） ・東日本大震災に伴う石巻市災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例 				
法規制等	法令及び規制の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県屋外広告物条例(第3種許可地域) ・石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 ・土壤汚染対策法第4条第1項（土地の形質変更着手の届出） ・宅地造成及び特定盛土等規制法で定める宅地造成等工事規制区域に該当するため、土地の形質変更、土石の堆積を行う場合、宮城県の許可が必要になる場合があります。詳しくは、東部土木事務所へお問い合わせください。 				
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000m²以上の土地における開発行為は、都市計画法に基づく開発許可が必要となります。詳しくは、石巻市建設部 建築指導課までお問い合わせください。 ・本地に中高層の建築物を建築する場合には「石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防等に関する指導要綱」に基づき、標識の設置、電波障害の調査の他築計画届出書の提出が必要となります。 また、同要綱に基づき、近隣住民への説明会開催が必要となる場合があります。詳しくは、石巻市建設部建築指導課までお問合せ下さい。 ・本地を含む周辺地域は災害危険区域に指定されており居住の用に供する建築物の建築が制限されます。 				

防 災 ・ 災 害 関 係	造成宅地防災区域	区域外
	土砂災害警戒区域	区域外
	津波災害警戒区域	津波浸水想定区域 (5.0m以上～10.0m未満)
	水防法に基づく水害ハザードマップ	洪 水 : 区域外 雨水出水 (内水) : 区域外 高 潮 : 区域外

諸 事 項	供給施設・排水施設の状況	電 气	接面道路に配線有り	ガス	無
		上水道	無	下水道	無
		備考	<p>・電気ガス上下水道については、前述のとおりですが、現在使用可能かどうかの確認は行っていないため機能の保証はできません。</p> <p>詳細は各担当部署まで御確認ください。</p> <p>【電気】 東北電力株式会社コールセンター・NTT 東日本</p> <p>【ガス】 石巻ガス株式会社</p> <p>【上水道】 石巻地方広域水道事業団</p> <p>【下水道】 石巻市建設部下水道管理課</p>		
	交通機関	バ ス	ミヤコーバス「門脇五丁目」停留所の南方約0.5km (徒歩約11分)		
		鉄道等	JR 仙石線「石巻」駅の南方約3km (徒歩約38分) 〃「陸前山下」駅の南東方約3km (徒歩約41分)		
	公共施設等	石巻市役所の北方約3.2km 徒歩41分 石巻市立石巻小学校の北方約2.2km 徒歩29分 石巻市立石巻中学校の北方約2.5km 徒歩約33分			

	<ul style="list-style-type: none"> 前述の占有物、付属物等は現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合は、買受者の負担となります。 対象地は現状での引渡しとなります。使用にあたり除草等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。 本地北側及び西側道路についてガードレール及び高低差があるため現状は車両の乗入れはできません。 接面道路に新たに乗入口を設置する際は、道路法第24条による道路管理者の承認と、管轄警察署の道路使用許可が必要となります。なお、乗入口設置に係る費用は買受者負担となります。 (承認、許可の詳細については、それぞれ宮城県東部土木事務所行政班または石巻警察署交通課までお問合せ下さい)。 敷地の地盤強度及び地中埋設物の有無については、調査を行っていないため不明です。土壤汚染については平成26年3月に土壤汚染調査を実施しました。地盤強度、地中埋設物及び土壤汚染について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は買受者の負担となります。
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> 土壤汚染について(H26年調査結果による評価) 調査結果により土壤汚染対策法に基づく特定有害物質について「ひ素及びその化合物」の土壤溶出量が基準値を超過(不適合)する結果となっています。「ひ素及びその化合物」については人為的原因と考えられる土壤溶出基準値の10倍を超えていないこと、また超過したブロックの分布特性に局在性が見られないことから、自然に由来する土壤汚染の可能性も想定されます。詳細は平成26年3月に行った調査の「災害廃棄物一時仮置場土壤汚染調査業務（雲雀野公園）報告書、及び報告書（土壤汚染状況調査 - 土壤調査編）」をご確認ください（下記参照）。 平成26年3月に行った土壤汚染調査「災害廃棄物一時仮置場土壤汚染調査業務（雲雀野公園）報告書、及び報告書（土壤汚染状況調査 - 土壤調査編）」については、個別に対応いたしますので、報告書の閲覧をご希望の方は宮城県管財課財産利用推進班（022-211-2353）までご連絡ください。

	<ul style="list-style-type: none">・宮城県は、売買物件に存在する土壤汚染（契約締結時に宮城県が把握している土壤汚染及び契約締結後に判明した土壤汚染）について、買受者に対し、一切の契約不適合責任を負いません。・前述の「契約締結時に甲が把握している土壤汚染」とは、「災害廃棄物一時仮置場土壤汚染調査業務（雲雀野公園）報告書、及び報告書（土壤汚染状況調査 - 土壤調査編）」の内容を指します。・前述の「土壤汚染」とは、土壤汚染対策法第11条に規定する「形質変更時要届出区域」を含みます。また「形質変更時要届出区域」のうち「自然由来特例区域」も「土壤汚染」に含みます。・本地周辺は、平成23年3月発生の東日本大震災による津波で浸水した地域です（2m以上・石巻市「東日本大震災による津波浸水域図」より）。・対象地は、津波浸水想定図では、5m～10mの津波によって想定される浸水深区域に該当します。津波発生のおそれがある場合には、浸水が想定されない場所への直ちに立退き避難することが必要です。・本地を含む周辺地域は津波避難対象地域に指定され、大津波警報・津波警報発表に際し避難指示を発令する区域に指定されています。 (詳細については石巻市の石巻市民津波避難計画をご確認下さい)
--	--

※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。

位 置 図

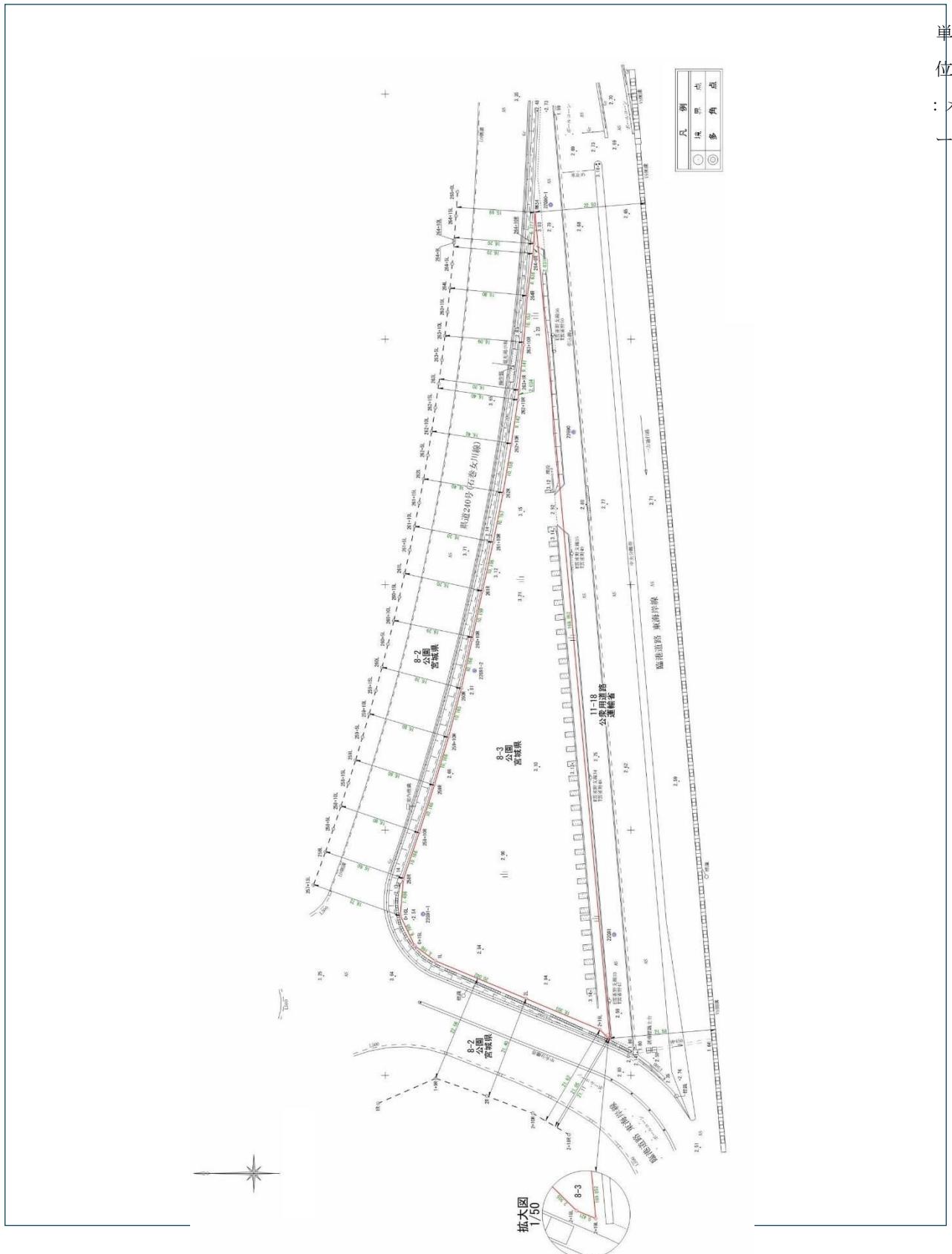


地理院地図（電子国土 web）を基に作成<<https://maps.gsi.go.jp/index.html>>

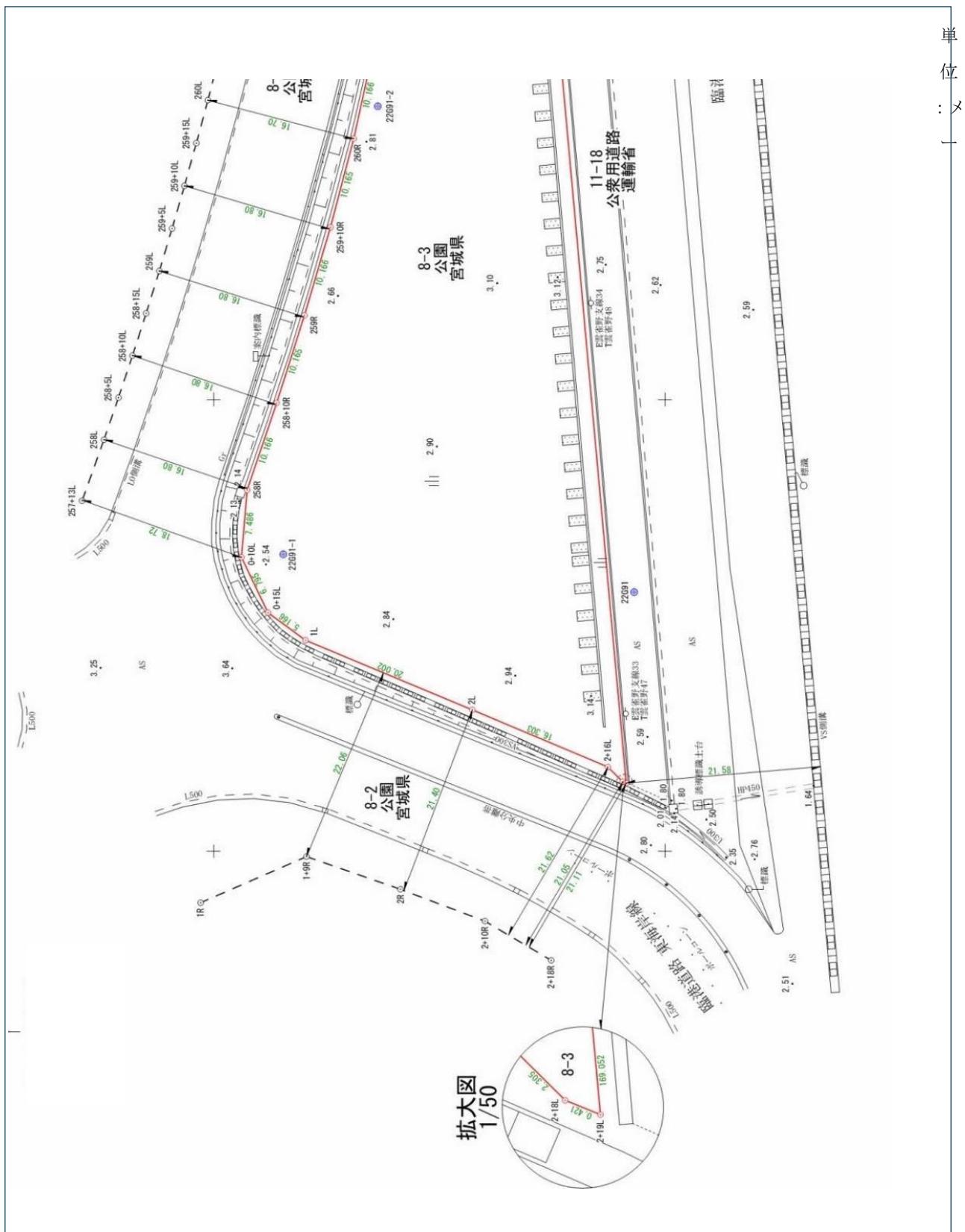
現地写真



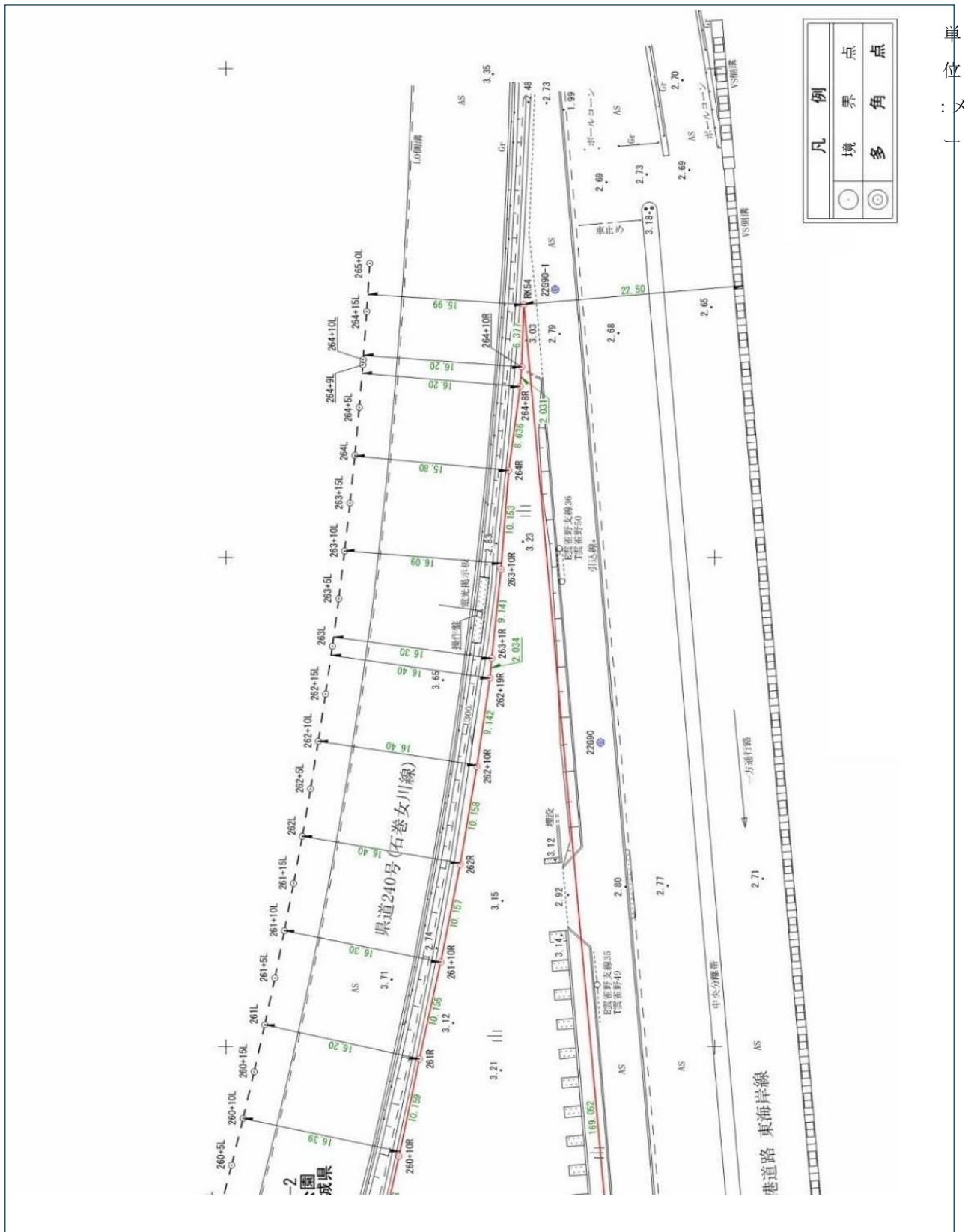
概要図(全体)



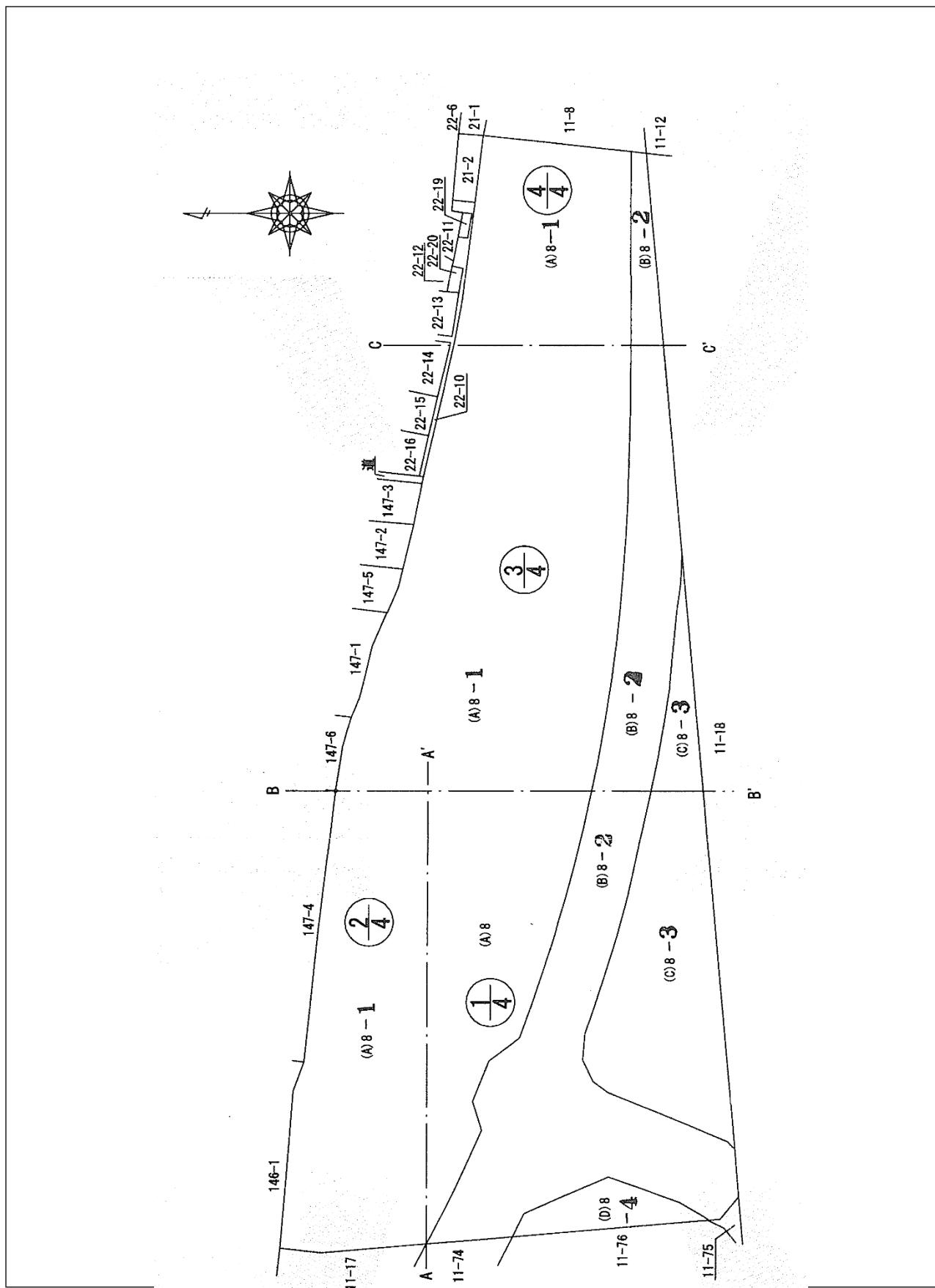
概要図(拡大1/2)



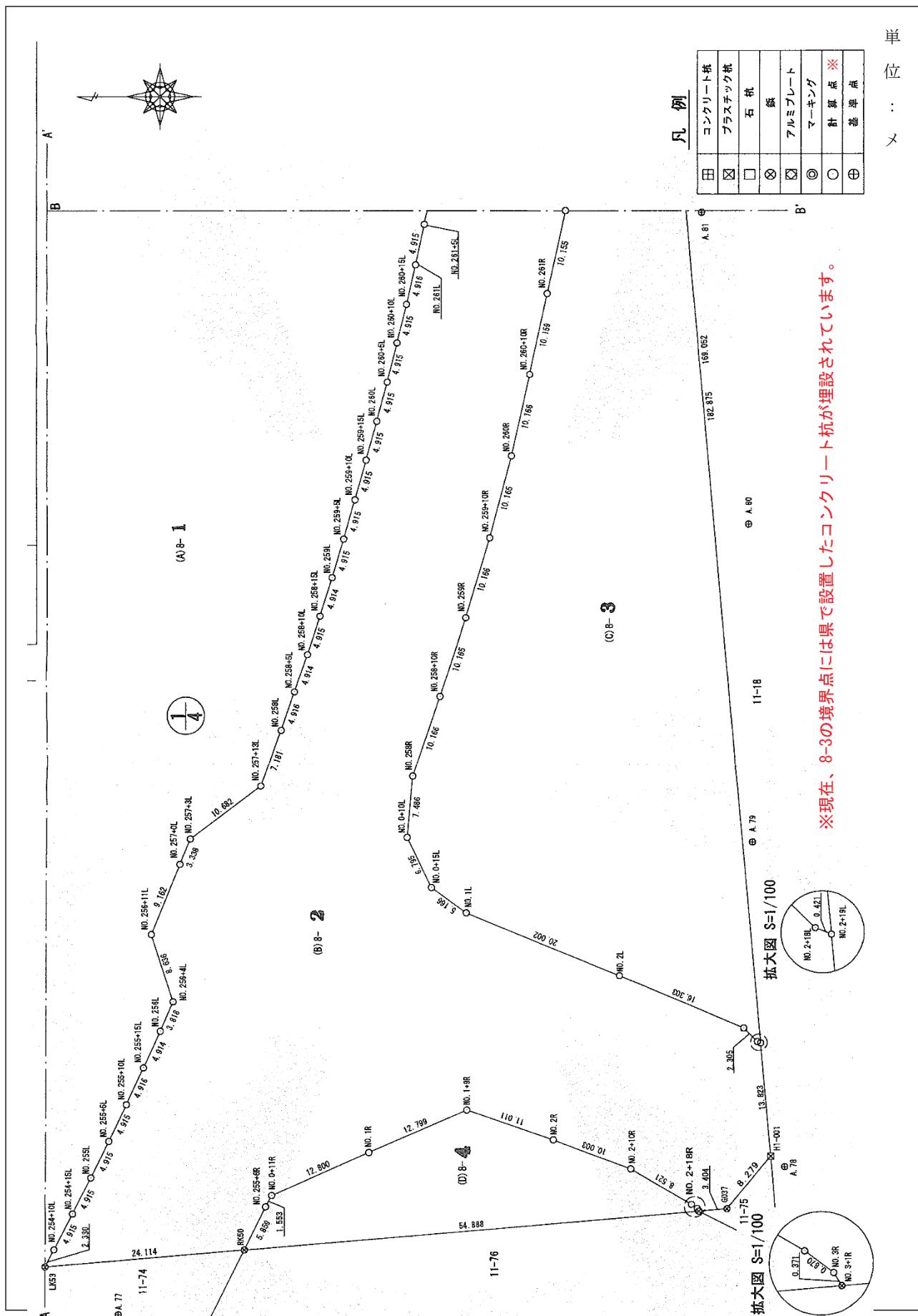
概要図(拡大2/2)



明細図(全体)

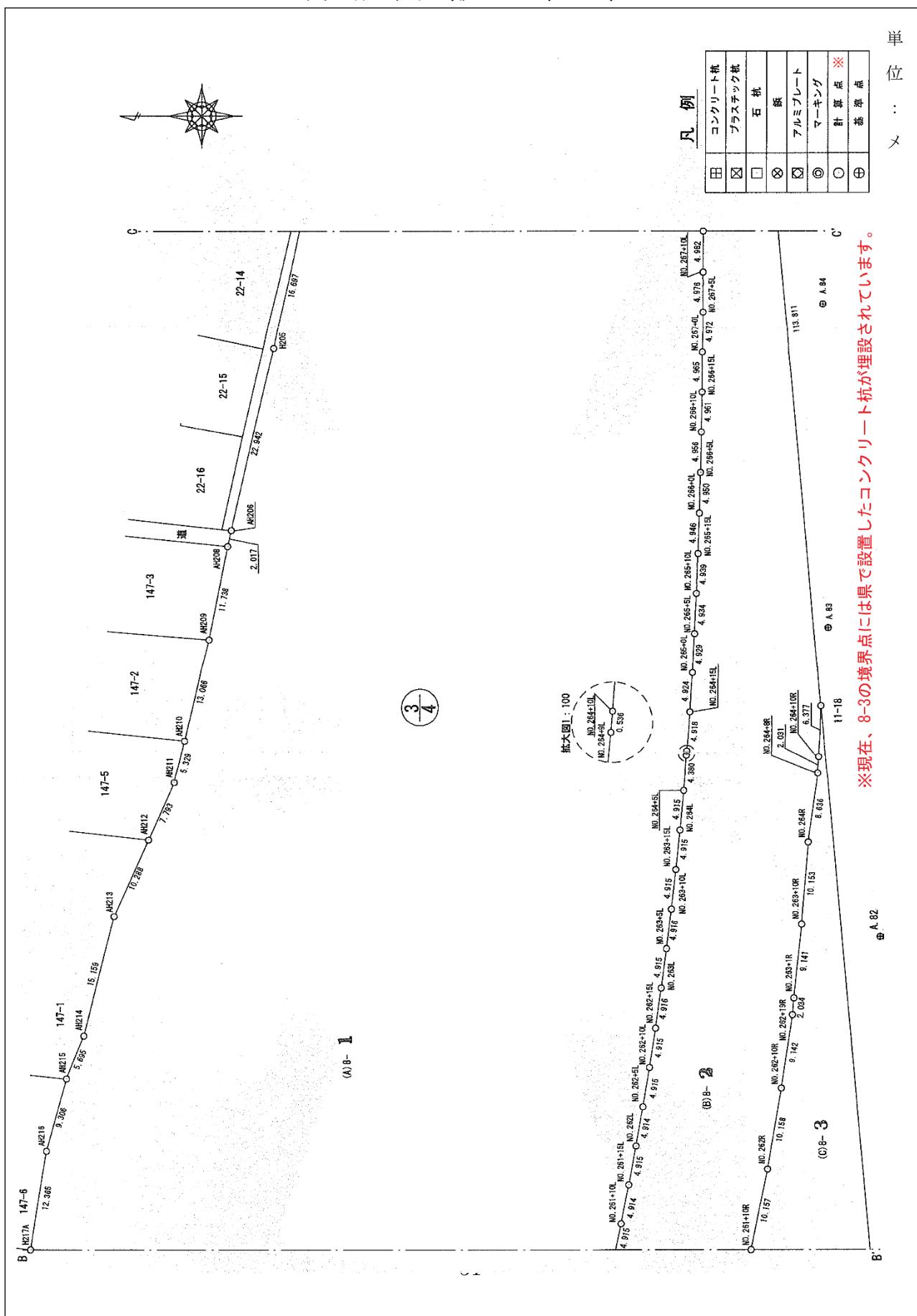


明細図（拡大1／2）



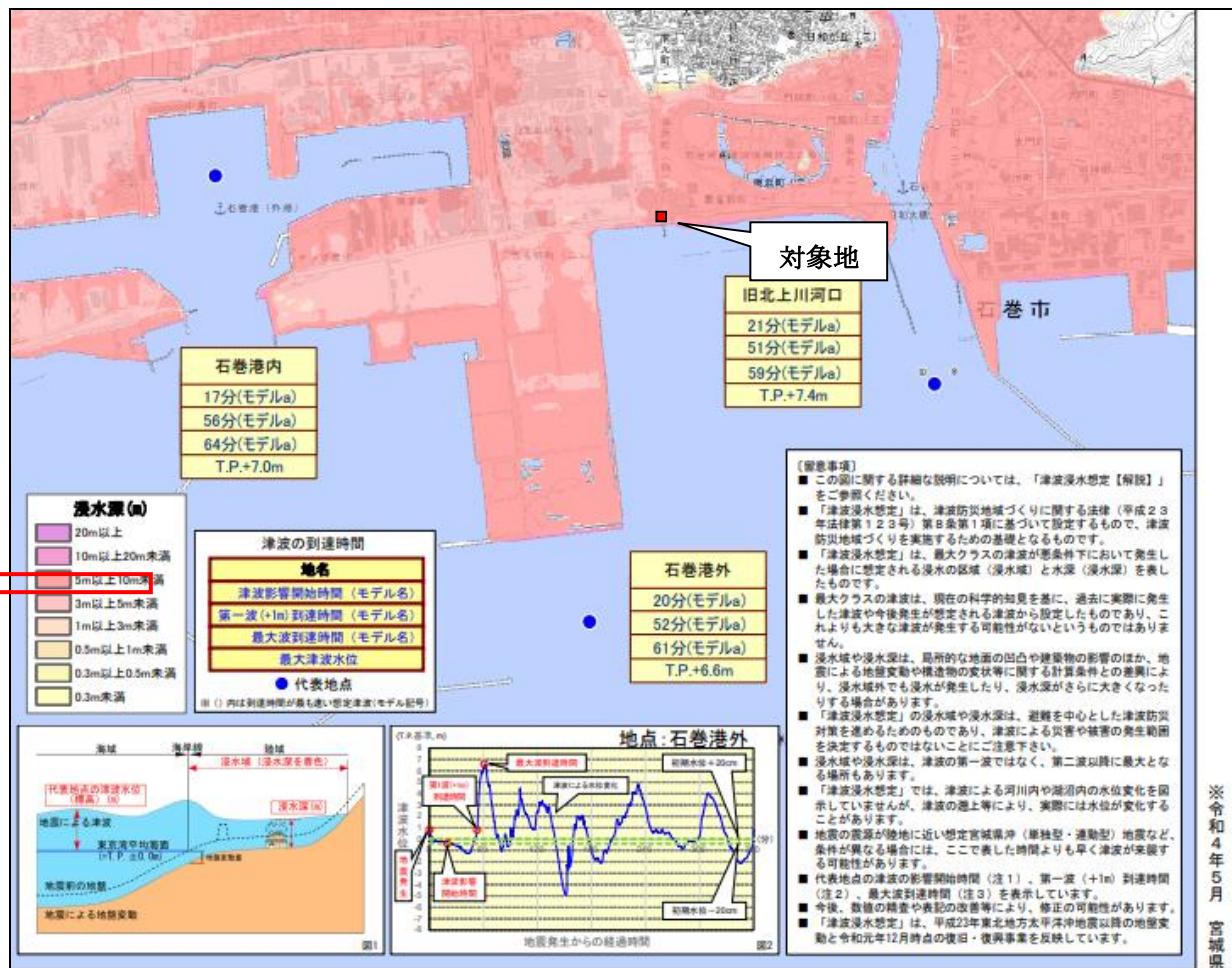
明細図(拡大2/2)

单位：

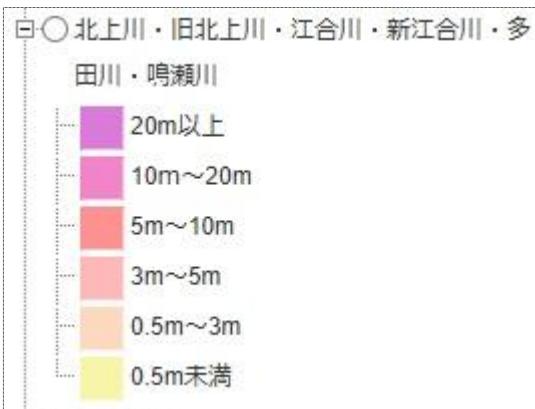
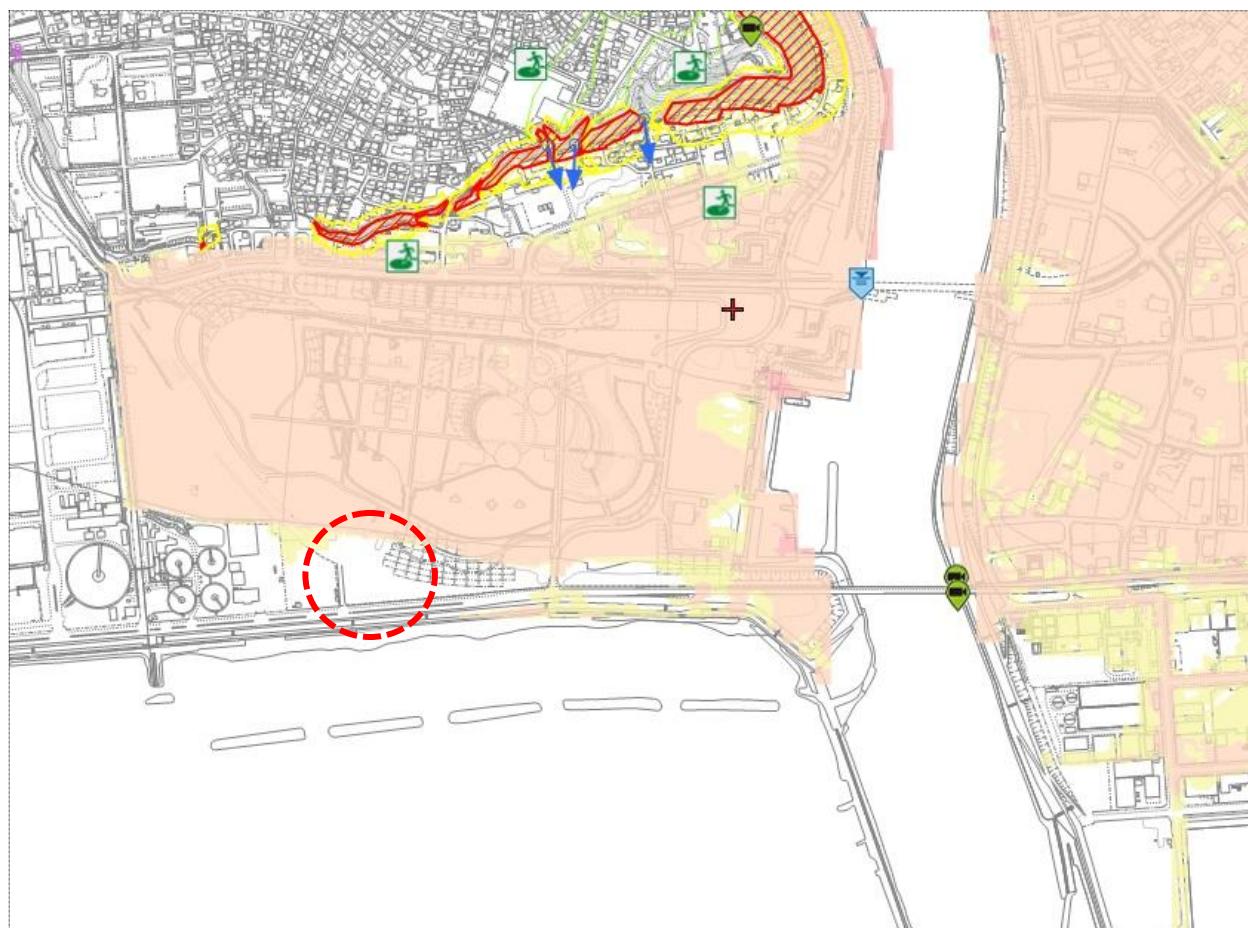


○対象地周辺の浸水想定区域

(「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第1項に基づく県「津波浸水想定図」より抜粋)



○石巻工業高等学校宿舎跡地周辺の浸水想定区域
(石巻まちづくりマップ【洪水ハザードマップ】より抜粋)



物 件 調 書

物件番号	No. 3
------	-------

基 本 事 項	口 座 名	北部保健福祉事務所岩出山支所跡地		
	前 用 途	保健福祉事務所、岩出山まちづくりセンター（岩出山地区館）		
	所 在 地	大崎市岩出山字浦小路 3 5		
	住 居 表 示	大崎市岩出山字浦小路 3 5		
	面 積 (登記簿面積)	1, 701. 11 m ² (1, 701. 11 m ²)	地 目 (登記簿地目)	宅 地 (宅 地)

敷 地 状 況	現在の状況	正方形 更地		
	地形・地勢	東西約 4 1 m、南北約 4 3 m の平坦な整形地		
	道路の状況	北側で幅員約 6. 5 9 ~ 6. 6 8 m の舗装市道城山通り線に接面しています。 西側で幅員約 4. 4 5 ~ 5. 0 0 m の市道町浦小路線に面しています。		
	私道負担	なし		
	土地境界の確認	済(平成 3 0 年 7 月)	国土調査	済(昭和 4 4 年 7 月)
	占有物	—		
	付属物等	・ 敷地内侵入防止のため周囲に木柵が設置されています。 ・ 敷地内に止水栓、汚水栓が設置されています。		

法 規 制 等	都 市 計 画 法 ・ 建	都市計画		市街化区域		
		用途地域	種 別	北側市道中心部分から対象地内 3 0 m : 商業地域、 その背後の対象地内 : 第二種住居地域		
			建ぺい率	各用途地域に属する 敷地面積の加重平均 ※商業地域 : 80% 第二種住居地域 : 60%	容積率	各用途地域に属する敷 地面積の加重平均 ※商業地域 : 400%、 第二種住居地域 : 200%
	地区・街区等	-				

建築基準法	建築物の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第22条第1項（屋根性能） ・建築基準法第23条（外壁）
その他の法令	法令及び規制の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成及び特定盛土等規制法 ・宮城県屋外広告物条例（第三種許可地域）。 ・大崎市景観条例に基づく市街地景観エリア ・都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域 ・都市計画法に基づく開発行為の許可等
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域の規模が1000平方メートル以上である場合等、建築や土地の形質変更等に関して一定の要件に該当する場合は、大崎市景観条例に基づく届け出が必要となります。詳しくは大崎市都市計画課へお問い合わせください。 ・1000平方メートル以上の土地における開発行為は、都市計画法に基づく開発許可が必要となります。詳しくは大崎市役所建設部建築指導課へお問い合わせください。 ・当該土地北側の一部が都市計画道路（岩出山駅前線）予定地に含まれています。よって、この予定地内に建設する場合は、都市計画法第53条許可が必要となります。 ・当該土地は、2つの用途地域にまたがる位置に存しています。なお、敷地における各用途地域の占める割合は、商業地域の方が大きいものとなっています。 ・当該土地は、一部が都市計画施設（都市計画道路（岩出山駅前線））の区域内にある200m²以上の土地であるため、有償譲渡しようとする場合は、公有地拡大推進法に基づく事前の届け出が必要となります。 ・宅地造成及び特定盛土等規制法で定める宅地造成等工事規制区域に該当するため、土地の形質変更、土石の堆積を行う場合、宮城県の許可が必要になる場合があります。詳しくは、北部土木事務所へお問い合わせください。

防 災 ・ 災 害 関 係	造成宅地防災区域	区域外
	土砂災害警戒区域	区域外
	津波災害警戒区域	区域外
	水防法に基づく水害ハザードマップ	洪 水 : 浸水想定区域 (0.5m以上～3.0m未満) 雨水出水 (内水) : 区域外 高 潮 : 区域外

諸 事 項	供給施設・排水施設の状況	電 气	引き込み可	ガ 斯	なし (プロパン)
		上水道	引き込みあり (引込管口径 : 50 mm)	下水道	引き込みあり
		備考	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道については、引き込みがされておりますが、現在使用可能かどうかの確認は行っていないため機能の保証はできません。詳細は、大崎市水道部管理課にご確認ください。 上水道台帳上、当該土地内の北西付近に、地上式消火栓に係る配管が記載されています。 電気ガス上下水道については、前述のとおりですが、現在使用可能かどうかの確認は行っていないため機能の保証はできません。 <p>詳細は、各担当部署まで御確認ください。</p> <p>【電 气】東北電力株式会社コールセンター 【ガ 斯】各ガス供給会社 【上水道】大崎市役所上下水道部 【下水道】大崎市役所上下水道部</p>		
	交通機関	バ ス	大崎市コミュニティバス「岩出山仲町」まで 約 0. 18 km (徒歩約 2 分)		
		鉄道等	JR 陸羽東線「岩出山」駅まで約 0. 45 km (徒歩約 6 分)		
	公共施設等		大崎市役所岩出山総合支所 北西方約 1.0 km (徒歩 12 分) 大崎市立岩出山小学校 東方約 0.4 km (徒歩約 5 分) 大崎市立岩出山中学校 南東方約 1.4 km (徒歩約 17 分)		

	<ul style="list-style-type: none">前記の占有物、付属物等は現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合は、買受者の負担となります。敷地の地盤強度、土壤汚染の有無については調査を行っていないため不明です。調査及び改良等が必要となる場合、費用は買受者の負担となります。前用途建物解体時（平成29年）、当該土地敷地内からコンクリートがら、焼きがら、灰、薬品瓶等が見つかっていますが、全て撤去済みです。なお、焼きがら、灰、薬品瓶等の含まれている汚泥について第二種特定有害物質に係る溶出試験を行ったところ、検出量は全て、平成29年当時の第二種特定有害物質に係る土壤環境基準の基準値以下であることを確認しました。
その他参考事項	

※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。

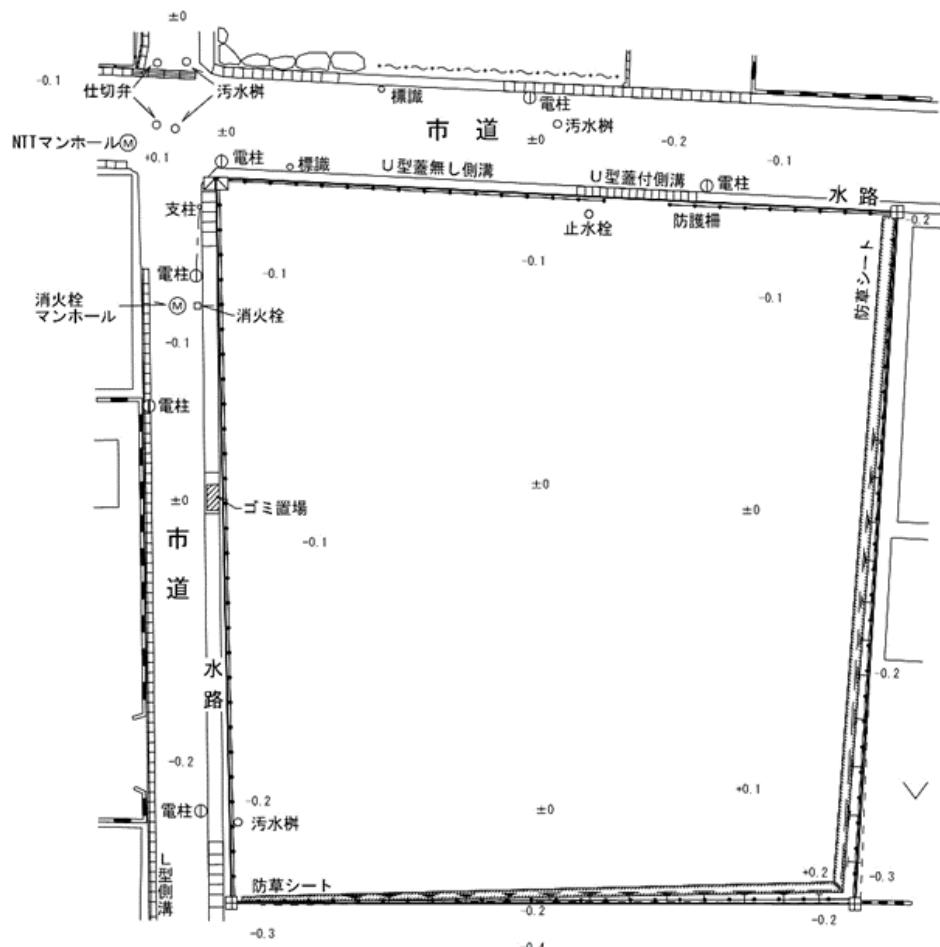
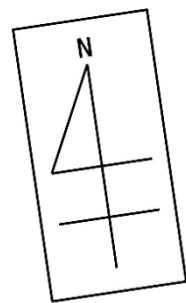
位 置 図



地理院地図（電子国土 web）を基に作成<<https://maps.gsi.go.jp/index.html>>

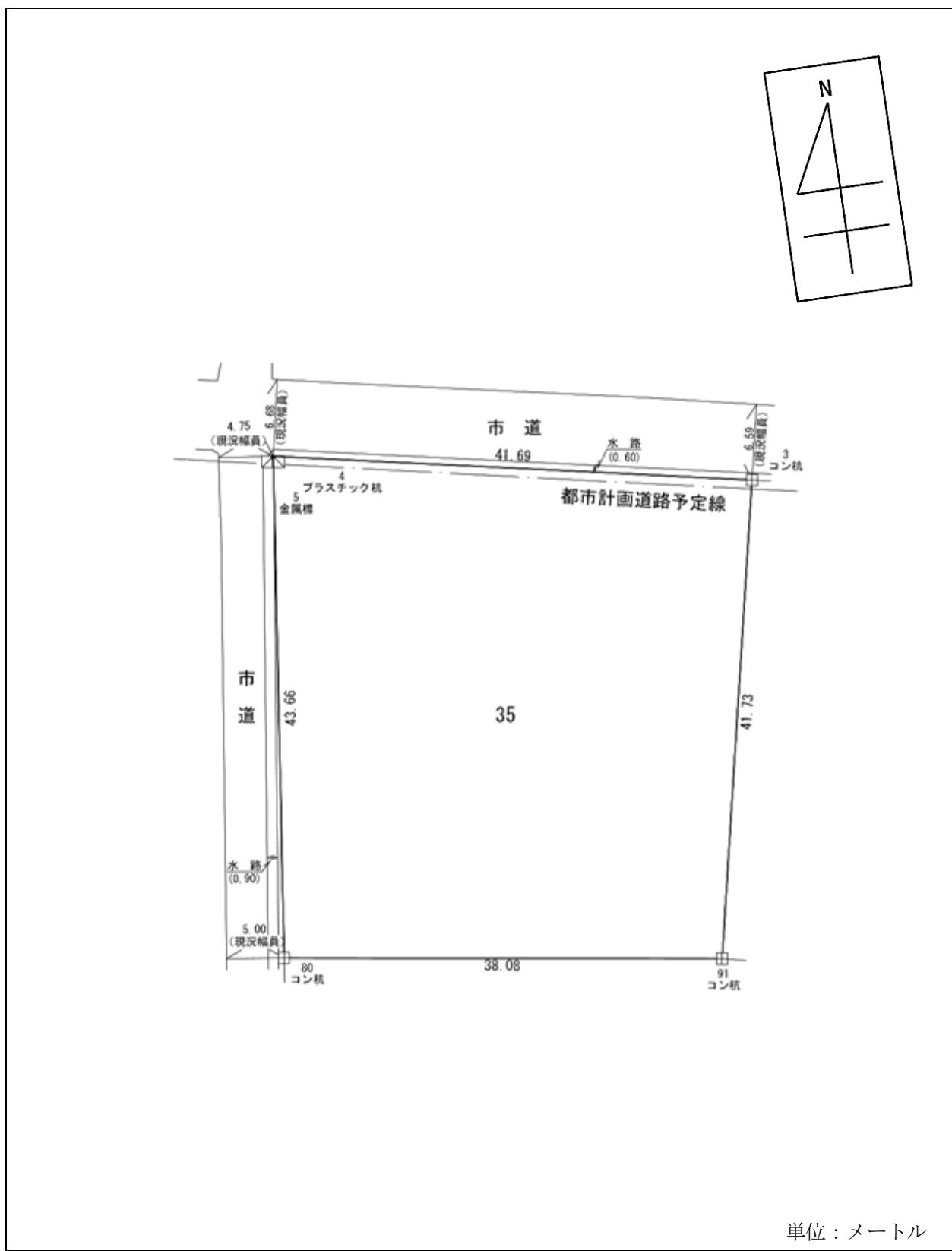
現地写真





単位：メートル

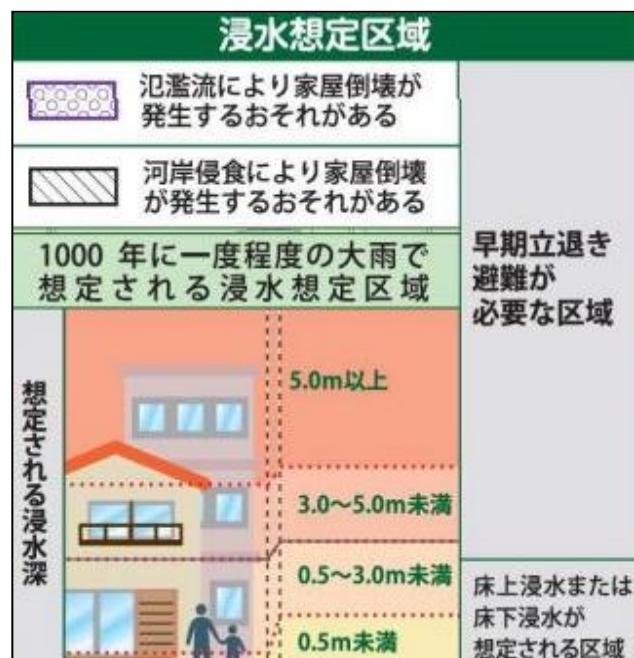
明細図



※法令等に基づく区域指定線などについては概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

○対象地周辺の浸水想定区域

(大崎市洪水土砂災害ハザードマップ（水防方第15条第3項に基づくハザードマップ）)



物 件 調 書

物件番号	No. 4
------	-------

基 本 事 項	口 座 名	大和警察署署長宿舎跡地		
	前 用 途	警察署長宿舎		
	所 在 地	黒川郡大和町吉岡字天皇寺 38 番		
	住 居 表 示	黒川郡大和町吉岡字天皇寺 38 番		
	面 積 (登記簿面積)	357.22 m ² (357.22 m ²)	地 目 (登記簿地目)	(宅 地)

敷 地 状 況	現在の状況	更地		
	地形・地勢	間口約 17m、奥行約 21m の長方形地 地勢はほぼ平坦		
	道路の状況	道路の種別：42 条 1 項 1 号道路 (道路管理者：大和町) 接道状況：南側で幅員約 6m の道路と等高で接道		
	私道負担	なし		
	土地境界の確認	(令和 6 年 9 月 19 日)	国土調査	-
	占有物	対象地東側にて、隣接地の門扉、基礎、雨樋の一部が県有地側に軽微に越境しています。		
	付属物等	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止のため、木杭、トラロープが設置されています ・敷地内に上水道の引込管（プラグ止め）、公共污水栓（キヤップ止め）が設置されています。 ・対象地の周囲には、土留めとしてネットフェンスの基礎を残置しています。 		

(次ページに続く)

都市計画法・建築基準法	都市計画		都市計画区域市街化区域内		
	用途地域	種別	第一種住居地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
	地区・街区等		-		
	建築物の制限		<ul style="list-style-type: none"> ・第一種住居地域内のため、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制の制限があります。 ・法第22条区域（屋根不燃化区域）及び法第23条区域（木造建築物等外壁の準防火性能に係る制限）内です。 		
	法令及び規制の名称		<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成及び特定盛土等規制法で定める宅地造成等工事規制区域に該当するため、土地の形質変更、土石の堆積を行う場合、宮城県の許可が必要になる場合があります。詳しくは、仙台土木事務所へお問い合わせください。 		

防災・災害関係	造成宅地防災区域	区域外
	土砂災害警戒区域	区域外
	津波災害警戒区域	区域外
	水防法に基づく水害ハザードマップ	洪水 : 区域外 雨水出水(内水) : 区域外 高潮 : 区域外

(次ページに続く)

諸 事 項	電 气	接面道路に配線あり	ガ 斯	なし (プロパンガス)
	上水道	引き込みあり (引込管口径 : 13mm)	下水道	引き込みあり (引込管口径 : 150 mm)
	供給施設・排水施設の状況			備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道について、前面道路で本管（口径 75mm）と接続しております。口径を変更する場合には、水道加入金の差額の納付が必要です。また、水道使用者の変更の手続き等、必要な手続きの一切は買受者において実施してください。詳細は大和町上下水道課にお問い合わせください。 ・宅地内に設置された公共污水栓を経由して前面道路の下水道本管（口径：200mm）に接続しています。 ・供給施設、排水施設の状況は上記のとおりですが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため、機能は保証できません。詳細は以下の各担当部署に御確認下さい。 <p>【電 气】東北電力株式会社コールセンター 【ガ 斯】各ガス供給会社 【上水道】大和町上下水道課 【下水道】大和町上下水道課</p>			
	交通機関	バ ス	宮城交通バス 吉岡営業所 約0.2km (徒歩約3分)	
公共施設等		<ul style="list-style-type: none"> ・大和町立吉岡小学校 約0.9km (徒歩約12分) ・大和町立吉岡中学校 約0.9km (徒歩約12分) ・大和町役場 約0.7km (徒歩約9分) 		

その他参考事項	<ul style="list-style-type: none">前述の占有物、付属物等については、現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。この土地は現状での引渡しとなります。使用にあたり除草等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。敷地の地盤強度については、調査を行っていないため不明です。地盤強度、地中埋設物及び土壤汚染等について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は買受者の負担となります。地中埋設物及び土壤汚染等については、調査を行っていないため不明です。地中埋設物及び土壤汚染等の調査及び改良等が必要となる場合には、買受者の負担となります。
---------	---

※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。
物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

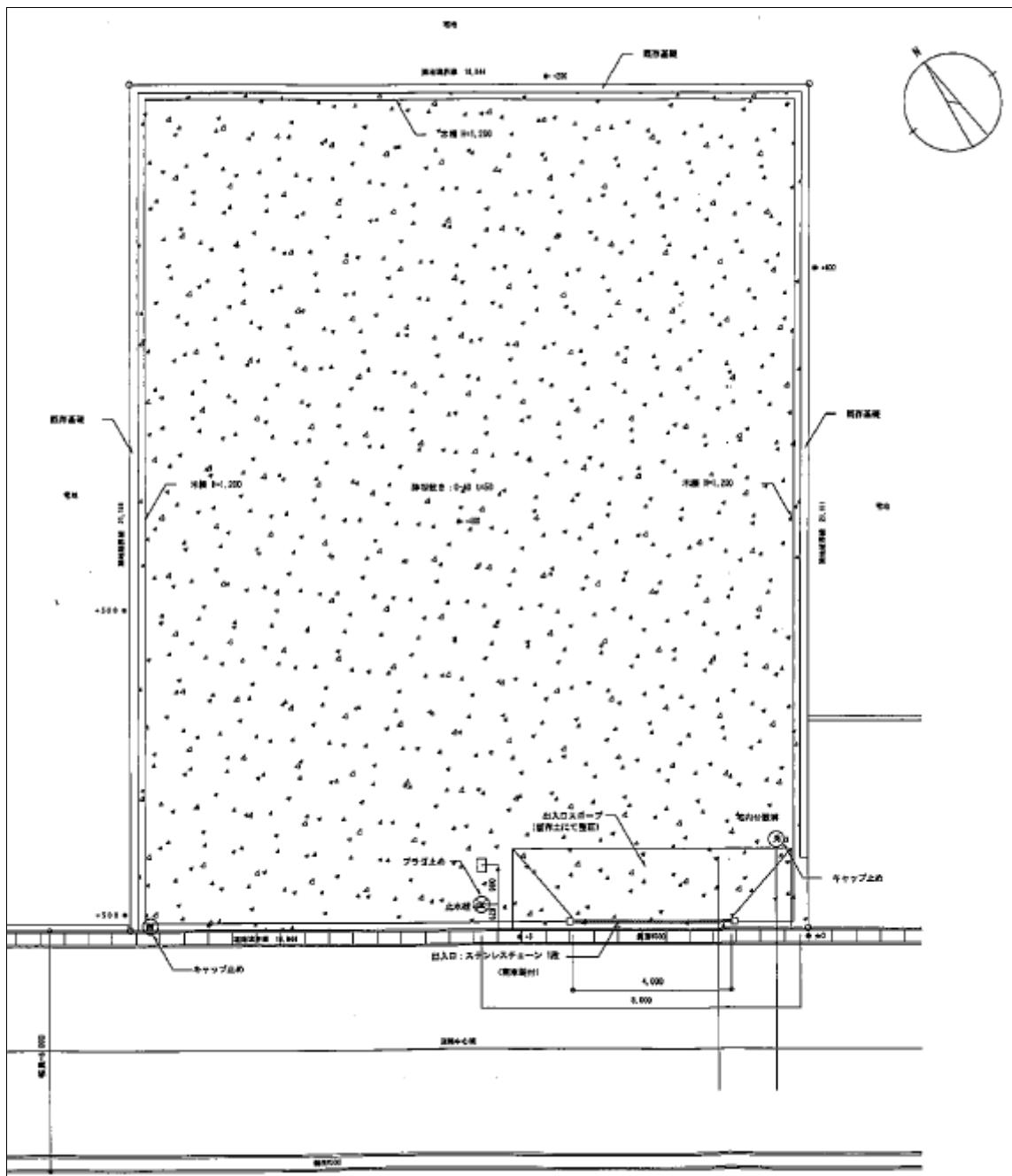
位 置 図



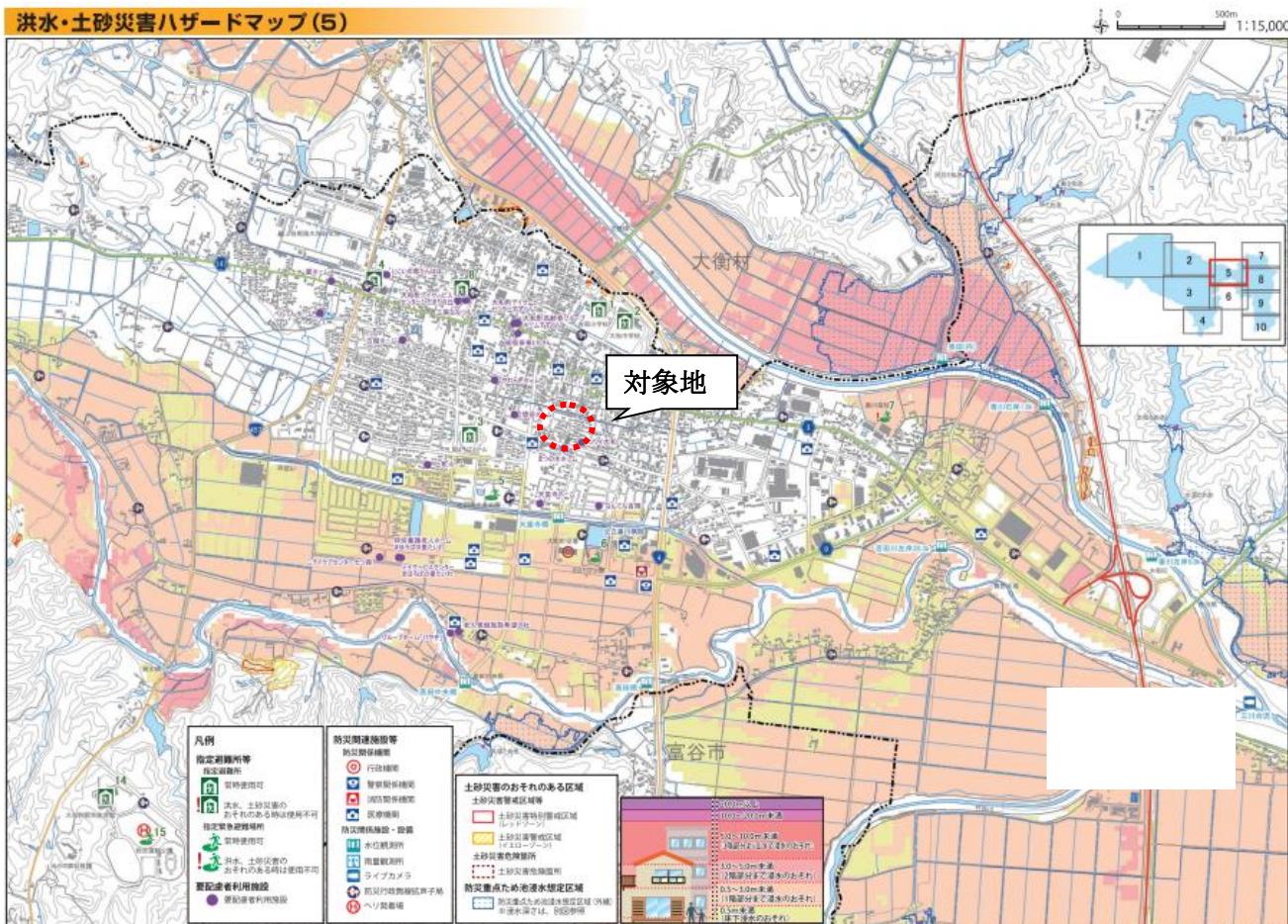
現地写真



平面図



黒川郡大和町 洪水・土砂災害ハザードマップ



宮城県総務部管財課（財産利用推進班）
県庁行政庁舎2階
TEL 022-211-2353（直通）
FAX 022-211-2298

<https://www.pref.miyagi.jp/site/zairi/>